

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2023年11月29日
【事業年度】	第34期（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）
【会社名】	ホームポジション株式会社
【英訳名】	Home Position Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伴野 博之
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市清水区吉川260番地
【電話番号】	054-348-1900
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松田 三幸
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目13番5号
【電話番号】	03-3516-3311
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松田 三幸
【縦覧に供する場所】	ホームポジション株式会社 横浜支店 （横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号） ホームポジション株式会社 名古屋支店 （愛知県名古屋市瑞穂区苗代町27番15号） ホームポジション株式会社 東京本部 （東京都中央区日本橋三丁目13番5号） ホームポジション株式会社 大宮支店 （さいたま市大宮区上小町615番地3） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月	2019年 8 月	2020年 8 月	2021年 8 月	2022年 8 月	2023年 8 月
売上高 (千円)	11,660,032	9,985,333	13,425,012	18,441,252	19,849,019
経常利益又は経常損失 () (千円)	313,138	196,617	658,063	710,467	172,019
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	209,379	167,746	419,285	476,108	120,969
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	389,800	389,800
発行済株式総数 (株)	2,295,000	2,295,000	2,295,000	5,990,000	5,990,000
純資産額 (千円)	2,872,315	2,704,569	3,123,854	4,179,562	4,150,782
総資産額 (千円)	7,145,220	9,153,271	12,018,573	13,278,303	15,074,820
1株当たり純資産額 (円)	1,251.55	589.23	680.58	697.76	692.95
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	25.00 (-)	5.00 (-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	91.23	36.55	91.35	98.37	20.20
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	97.06	20.06
自己資本比率 (%)	40.2	29.5	26.0	31.5	27.5
自己資本利益率 (%)	7.6	6.0	14.4	13.0	2.9
株価収益率 (倍)	-	-	-	5.89	20.25
配当性向 (%)	-	-	-	25.4	24.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	2,380,439	2,403,520	469,344	1,360,306
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	60,870	22,556	21,765	30,846
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	2,000,839	2,251,561	902,050	1,537,231
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	1,028,752	854,236	2,203,866	2,349,944
従業員数 (人)	59	62	83	91	100
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	71.5 (122.2)
最高株価 (円)	-	-	-	665	632
最低株価 (円)	-	-	-	442	394

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第33期の期首から適用しており、第33期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がありませんので、記載しておりません。
4. 第30期から第32期までの1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 第30期及び第32期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第31期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
6. 当社は2022年6月23日に東京証券取引所スタンダード市場に上場したため、第33期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から第33期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
7. 第30期から第32期までの株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
8. 当社は、第30期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、第30期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時従業員の総数は、従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。
10. 主要な経営指標等の推移のうち、第30期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりません。
11. 第31期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
12. 当社は、2019年7月18日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第30期の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額については、当該株式分割が第30期の期首に行われたと仮定して算定しております。また、当社は2022年5月18日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第31期及び第32期の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()については、当該株式分割が第31期の期首に行われたと仮定して算定しております。
13. 2022年6月23日付をもって東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしましたので、第30期から第33期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。第34期の株主総利回り及び比較指標は、第33期の末日を基準として算定しております。
14. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。なお、2022年6月23日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

2【沿革】

年月	概要
1989年12月	現代表取締役社長伴野博之が静岡県静岡市片羽町69番地において、住宅建築業を目的として、ホームポジション株式会社(資本金500万円)を設立。
1990年4月	宅地建物取引業免許(静岡県知事)を取得、新築戸建分譲事業を開始。
1991年6月	本社を静岡県静岡市片羽町18番地に移転。
1995年1月	一般建設業許可(静岡県知事)を取得。
2002年2月	二級建築士事務所を登録(静岡県知事)。
2007年3月	本社を静岡県静岡市清水区吉川260番地に移転。
2010年11月	横浜支店を神奈川県横浜市西区に開設。
2010年12月	二級建築士事務所を廃業。 宅地建物取引業免許(国土交通大臣)を取得。
2011年2月	一級建築士事務所を登録(静岡県知事)。
2014年5月	名古屋支店を愛知県名古屋市中区に開設。
2016年10月	東京オフィスを東京都中央区に開設。
2017年10月	一級建築士事務所を登録(愛知県知事)。
2017年11月	一般建設業許可(国土交通大臣)を取得。
2018年2月	東関東支店を千葉県千葉市美浜区に開設。
2018年6月	浜松営業所(現浜松支店)を静岡県浜松市中区に開設。
2019年3月	神奈川営業所(現神奈川支店)を神奈川県横浜市旭区に開設。
2020年4月	事業規模拡大に伴い名古屋支店を愛知県名古屋市長区に移転。
2020年8月	大宮支店を埼玉県さいたま市大宮区に開設。
2020年10月	城東支店を東京都葛飾区に開設、東関東支店を廃止(千葉県は城東支店管轄に統合)。
2021年12月	相模原支店を神奈川県相模原市中央区に開設。
2022年6月	東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場。
2023年4月	町田支店を東京都町田市に開設。
2023年9月	一級建築士事務所を登録(神奈川県知事)。

3【事業の内容】

創業来地盤としてきた静岡県を中心とする東海エリア及び関東エリアにおいて戸建分譲事業を展開する当社は、これまで『「家がほしい」すべての人のために。』という企業理念の下、その土地に合わせたデザイン・設計・間取りの家づくりで、周辺相場等を意識したお求めになりやすい価格でありながら、品質・性能・居住性を追求した住み心地の良い戸建て住宅の提供を行ってまいりました。2020年より、デザイン力の更なる向上を目的として社内勉強会を開始するとともに、2021年にはデザイン戦略室を新設するなどの取り組みにより、立地や間取りといったセールスポイントに加えて、コストを抑えることで周辺相場等を意識したお求めになりやすい価格帯を維持しつつ、デザイン性の高い分譲戸建住宅の提供を強化することで差別化を図る戦略を展開しております。

このような差別化戦略のもと、当社の販売件数（建売・土地販売・注文住宅）は堅調に増加しており、2023年8月期の販売棟数は過去最高の612件となりました。

なお、直近5年間の販売件数推移は以下のとおりであります。

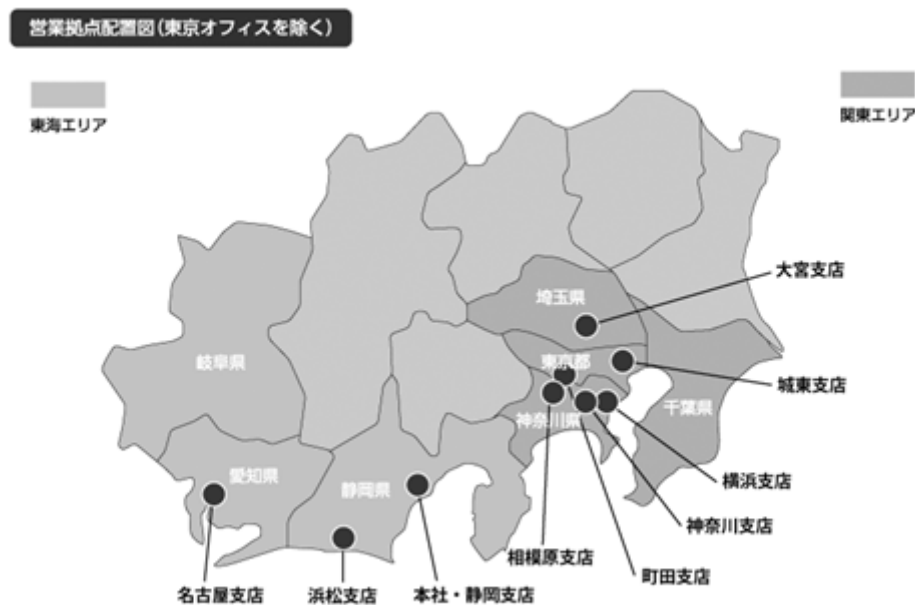
(売上高：百万円)

	2019/8期	2020/8期	2021/8期	2022/8期	2023/8期
売上高	11,660	9,985	13,425	18,441	19,849
販売件数	472	397	486	572	612
(うち東海エリア)	420	319	398	442	448
(うち関東エリア)	52	78	88	130	164

当社の事業エリアは、創業来の地盤とする静岡県を中心に、大きく東海エリア（静岡県、愛知県、岐阜県）と関東エリア（神奈川県、埼玉県、東京都、千葉県）で事業を展開し、営業拠点は全9拠点となります。東海エリアには、静岡県に静岡本社、静岡支店、浜松支店、愛知県に名古屋支店を配し、関東エリアは、神奈川県に横浜支店、神奈川支店、相模原支店、埼玉県に大宮支店、東京都には城東支店、町田支店と管理部門を集約した東京本部を配しております。

現状では東海エリアの販売件数が多い状況にはありますが、関東6拠点による販売件数拡大、デザイン性による差別化により、関東エリアのシェア拡大に努めております。

なお、当社の事業セグメントは戸建分譲事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。



(1) 事業の特徴

当社の属する分譲戸建住宅業においては、建築コストの低減、並びに土地の仕入れから販売までの期間の短縮を図る目的から、画一的なデザイン・設計による住宅を提供するケースが多くあります。その結果、物件ごとの差別化が難しく、価格競争に陥りがちな側面もあります。当社では、「家族が幸せになる家」という理想を追求し、顧客の満足度を高めるため、分譲地のロケーションを考慮に入れ全体をトータル的にデザインしつつ、一棟ごとに異なる外観・間取りを低コストで実現しており、デザイン性だけでなく、安心・安全を含めた品質、性能、居住性を追求した住宅を周辺相場等を意識したお求めになりやすい価格で提供を行っております。その結果、他の分譲戸建住宅メーカーが手掛ける商品との差別化が明確となり、仕入れ競争力の向上にも繋がっております。

用地の取得からプランニング・デザインといった商品企画は自社で手掛けております。建築については、全拠点において外部の協力業者に発注しており、価格、品質並びに施工に掛かる時間等を総合的に判断したうえで、適切な協力業者を選定しております。

近年、新築の分譲戸建住宅を購入するお客様のデザインを重視する傾向の高まりもあり、当社ではデザイン専門の部署を設置し、デザインについて徹底的に研究し他社との差別化を追求した結果、コストは従前とほぼ変えずに、「一棟一棟個性のある」デザイン性の高い分譲戸建住宅の提供を可能としております。

また「住む方々がその街に愛着を持ち、新たなコミュニティが創造できれば、当社分譲地とその周囲の資産価値も高まっていくはず」との願いも込めて、街づくりの一翼を担う役割にも挑戦しています。単に商品のデザイン性を高めるだけではなく、複数の区画からなる分譲地を「美しく統一感のある街並み、風景の創造」という観点から捉え、日々の生活や暮らしが今まで以上に豊かになる家づくりを目指して、「家族が幸せになる家」という理想を追求しております。

(2) 当社の強み

商品企画力+デザイン力

当社では、分譲戸建住宅の用地取得からプランニング・デザインといった商品企画を自社で手掛けております。近年、新築の分譲戸建住宅購入に際し、住宅のデザイン性を重視する傾向が高まっていることから、当社では、デザイン力の向上を目的とした全社員参加可能な形式での勉強会を2020年より開始し、デザイン性を徹底的に追求する取り組みをスタートいたしました。更に、2021年にはデザイン戦略室を新設し経験豊富なデザイナーを配置、デザイン性を高める戦略にシフトすることで、お客様が住まうイメージを念頭に「一棟一棟個性のある住宅」と複数の区画からなる分譲地は「美しく統一感のある街並み、風景の創造」を重視した商品づくりを進めております。

具体的に、当社は「アイコンック(注1)」、「ミニマル(注2)」、「バランス(注3)」、「奥行(注4)」、及び「陰影(注5)」という5つの要素を重視し、人の感性と暮らしに響く魅力的な住まいを追求しており、特にアイコンック(象徴的)で洗練された外観デザインを追求するため、屋根・外壁・構造・内装・外構・植栽等の部材や施工方法を再構築し、細部のディテールにもこだわっております。その結果として「風景に映え、誰もが魅せられる外観デザイン」、「機能性をしっかりと維持しながら、スタイリッシュで流麗な美しさ」、「優れたオリジナリティとコストパフォーマンス」を実現することができました。さらに、単に商品のデザイン性を高めるだけでなく、日々の生活や暮らしが今まで以上に豊かになる家づくりや、分譲地全体を一つの街並みとしてデザインすることで土地に付加価値を与え「おしゃれ+良質+周辺相場等を意識した合理的な価格」を実現しております。

なお、当社の設計・施工部門は男女比6:4の人員構成となっており、ニューノーマルな暮らし方、多様性といった世の中のニーズに応えられる体制となっております。

(注) 1. 誰にでもわかりやすく象徴的なデザインという意味。アイコン(特徴を示す小さな図形)から派生した言葉。

2. 無駄な要素を削ぎ落として必要最小限の機能に絞り、シンプル且つクリアに建物を意匠すること。

3. 建物の外観デザインにおいて、屋根・外壁・窓等を美しく調和の取れた比率で設計すること。

4. 建物・塀・植栽等を手前から奥へ、奥行きをつけて配置することで立体感が生まれること。

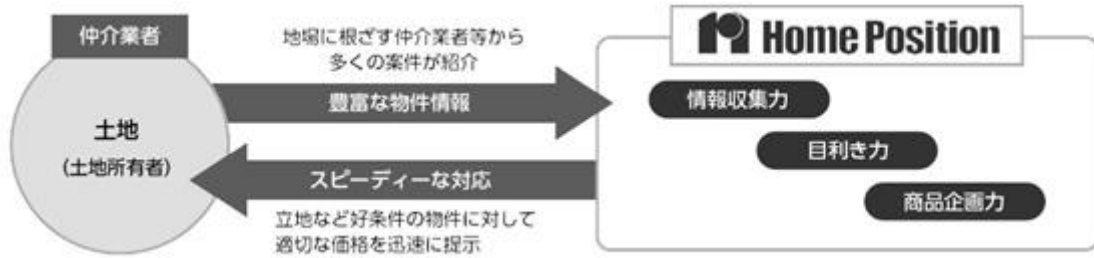
5. 外観に陰影をつけることで建物全体が引き締まる。別の角度からも美しく見えること。

仕入れ競争力

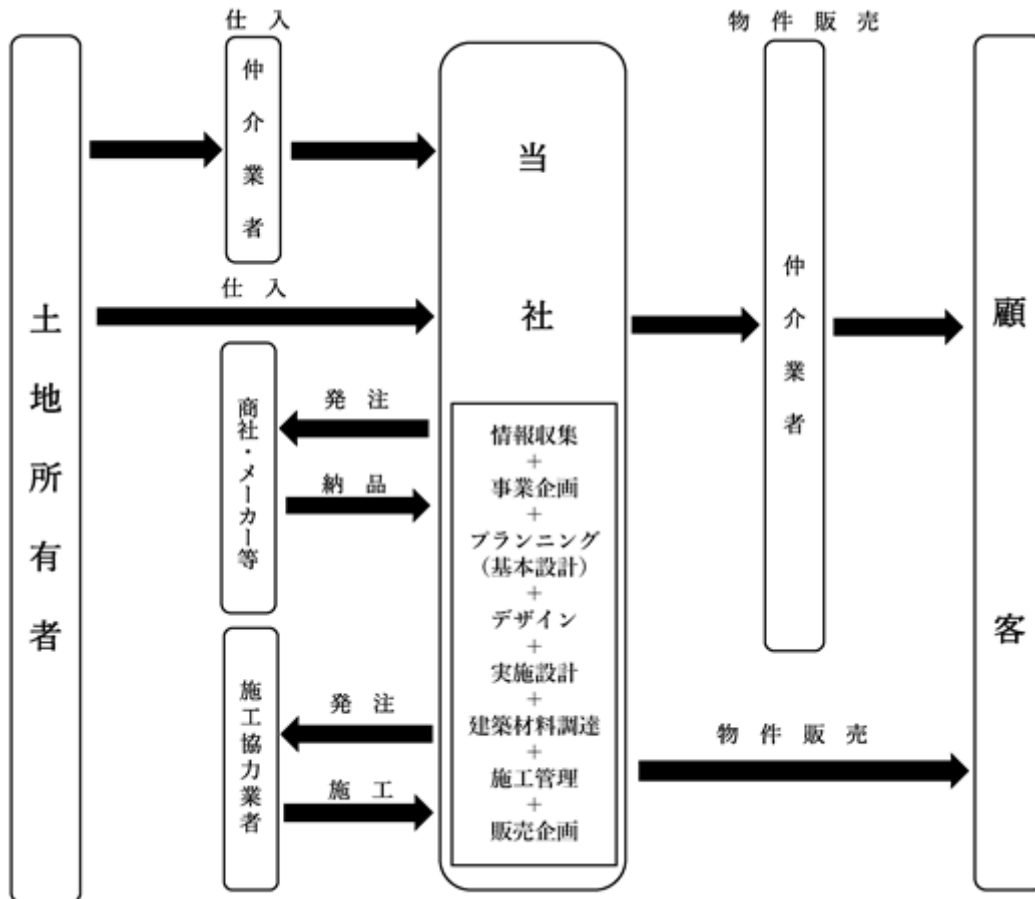
分譲戸建住宅の購入を希望されるお客様が、デザイン性を求める一方で、物件のロケーションと価格も購入を決定する際の大きな要素であることから、当社では魅力ある土地を適正な価格で仕入れる力(仕入力)を重要視しております。

当社では、各地域に密着した数多くの地元仲介業者等と信頼関係を深め強力なネットワークを構築することで多くの物件情報を入手(情報収集力)しております。また、入手した情報に基づき、各支店の仕入担当者が対象エリアにおける様々な法規制、建築基準法や民法などの法律知識、周囲の環境などから住みやすさを分析(目利き力)し、それらの物件情報・分析情報について、プランニング・デザイン(商品企画力)を行います。この土地情報の入手からプランニングまでを一貫して社内で行っていることから、仕入判断がスピーディーに展開され、仲介業者等を通じて物件所有者へ適切な不動産価格を迅速に提示することで、好条件の土地を適正価格で仕入れることが可能となっております。また、当社はプランニングを自社で行っておりノウハウの蓄積があることから、競合他社が住宅の開発をするにはハードルの高いと思われるような形状や状態の土地についても、その土地の持つ潜在的価値

に着目した柔軟な商品企画を行うことが可能となっております。結果として、仕入れ競争力の向上やコストダウンが図れることから、周辺相場等を意識したお求めになりやすい価格で住宅の提供が可能となっております。



[事業系統図]



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2023年8月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
100	42.1	3.9	6,360

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 臨時従業員の総数は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
3. 平均年間給与は、年間の完全在籍者の平均で算出しており、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社の事業は、戸建分譲事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)
17.2

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「男性労働者の育児休業取得率」及び「労働者の男女の賃金の差異」について、当社は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社は、『「家がほしい」すべての人のために。』という企業理念の下、マイホームを持つことにより、より多くのご家族の皆様が幸せを感じ取って頂けるように、価格を抑えながらも、デザイン性・品質・性能・居住性に優れた住宅を供給する事を目指しております。

このコストとデザイン・品質・性能・居住性を両立させた商品群が当社の戸建分譲事業の基盤であり、競争優位の源泉であると認識しています。顧客層に関しては、従来の主要顧客層に加え、昨今のデザイン性向上により、所得のより高い層への訴求が可能になったものと認識しています。

(2) 経営戦略等

当社は、上記の企業理念を念頭にデザイン性の高い良質で周辺相場等を意識したお求めになりやすい価格で住宅の提供を全国に供給することを目指すなかで、今後の事業規模の飛躍的な拡大を目指しております。

一方で、当社の属する不動産業界におきましては、首都圏の戸建住宅に対する需要は底堅い面があるものの、住宅価格の上昇とコロナウイルスの感染拡大が一定の落ち着きを見せたことによる戸建住宅需要の一服もあり、地方エリアを中心に完成在庫が増加傾向となるなど、受注環境の悪化が懸念される厳しい事業環境が続いております。

このような状況を踏まえ、当社は中長期的に更なる収益力向上を図る観点から、以下の戦略を着実に取り組んでまいります。

売上成長

(関東エリア) 東京都・神奈川県・埼玉県に所在する既存6支店による販売棟数の拡大、及びデザイン性による差別化
(東海エリア) 静岡県内において一定のシェア維持、及び静岡県内において当社が開拓していないエリアへの進出

収益改善

- ・在庫回転率の改善による値引きリスクの軽減
- ・戸建分譲住宅の販売を主としつつ、収益性の高い土地開発分譲も推進
- ・収益基盤の多様化を図るべく、安定的な収入を目的とした不動産関連の新規事業を検討
- ・基幹システムと施工管理システムの連携による生産性の向上
- ・資金調達コストの削減
- ・当社の成長を牽引する人材の確保および育成の推進による企業価値の向上

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社の行う戸建分譲事業では、今後の事業の拡大のために積極的なシェア及びエリアの拡大と人員の確保が必要であり、その手段として着実な利益計上による財務基盤の強化が必要であることから、当社は収益性指標として売上高営業利益率を重視してまいります。

(4) 経営環境

新型コロナウイルス感染症との共存とともに社会経済活動の正常化が進んだ一方、大幅な物価上昇や為替相場の急変動などの不安要素もあり、実体経済の先行きには不透明さが見られております。

当社の属する不動産業界におきましては、住宅価格の上昇とコロナウイルスの感染拡大が一定の落ち着きを見せたことによる戸建住宅需要の一服もあり、地方エリアを中心に完成在庫が増加傾向となるなど、受注環境の悪化が懸念される厳しい事業環境が続いております。

一方では、首都圏の戸建住宅に対する需要は底堅い面があり、大手競合企業との競争環境にはあるものの、当社の分譲戸建住宅はデザイン重視の商品戦略との相乗効果もあって、着実に販売棟数は増加しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

関東エリアのシェア拡大

当社は東海エリア（静岡県2、愛知県1）に3拠点、関東エリア（東京都2、神奈川県3、埼玉県1）に6拠点を構えております。当社が今後、事業規模を拡大させるには、需要が底堅く、かつデザインによる差別化が図られている関東エリアでのシェアを拡大させる必要があると考えております。そのためには、関東エリアの既存店による販売棟数を拡大することで全社の売上成長を牽引し、シェア拡大に取り組んでまいります。また、中期的には新たな拠点を開設し、関東エリアにおける事業エリアの拡大も推し進めていく予定です。

プロジェクト用地取得の強化

当社の行う戸建分譲事業において、プロジェクト用地の仕入は最も重要な施策であると認識しております。プロジェクト用地の仕入には仲介業者を通じた仕入を多く行っておりますが、常に新規の仲介業者の開拓を行い、既存の仲介業者との密接な関係を継続的に構築しながら、不動産情報についてもより多方面から取得していく仕組みを築き上げ、プロジェクト用地取得の強化に向けて取り組んでまいります。

収益力の改善

収益力の改善においては、販売在庫の管理を徹底してまいります。これまで一定の基準による管理を行ってまいりましたが、今後は販売ルールをより厳格にしております。これにより在庫回転率が向上し、ひいては値引きリスクの軽減及び利益率の改善に繋がるものと考えております。加えて、戸建分譲住宅以外に土地の開発分譲も積極的に行うことで、利益拡大を図ってまいります。

人財の確保・育成

当社では、従業員を重要な経営資源（人財）として認識しております。当社が引き続き持続的な成長をしていくために、不動産・住宅事業に関連する知見及び経験が豊かな人財の確保と当事業を牽引する人財の育成に取り組むことで、企業価値の向上に取り組んでまいります。

資金調達

当社のプロジェクト遂行には資金力が不可欠であり、現在は各金融機関よりプロジェクト毎に規模、期間を考慮しながら機動的な資金調達を行っております。今後の当社の規模拡大に伴い、新規金融機関の開拓及び既存取引金融機関との取引枠拡大を行ってまいります。加えて、資金効率の最適化を図り、金融費用の低減を図っていくことは今後さらに重要となっていくことから、より一層在庫管理及び財務管理に取り組んでまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、気候変動リスクを含むサステナビリティ課題について、社内にサステナビリティプロジェクトを設け、取締役会にてサステナビリティにおける重要課題として「事業」「環境」「働きがい」「地域貢献」「ガバナンス」の課題に取り組むことを定めております。

また、リスク管理基本規程に基づき、全社的なリスク管理体制の整備の推進、運用の評価及びリスク管理の適切な指導等を行うことを目的としたリスク管理委員会を原則として年4回開催し、ガバナンス体制の構築を行っております。

(2) 戦略

(サステナビリティについて)

当社では『「家がほしい」すべての人のために。』の企業理念を基にサステナビリティ基本方針を策定し、当社の持続可能な成長と社会の持続可能な発展に貢献する取組みを目指すため、重要課題（マテリアリティ）を設定しております。

当社の戦略上重要なサステナビリティ上の課題（マテリアリティ）は以下のとおりです。

重要課題（マテリアリティ）	主な取組み
事業	デザイン性の高い長期にわたって住める住宅の提供
	街全体をトータルデザインした付加価値のある環境作り
	生涯設計を支える無理のない価格帯
環境	CO2排出の削減
	木材の有効活用
	節電・節水・省エネ
	省エネルギー性能
働きがい	従業員の育成支援
	各種制度
	性別や年齢にとらわれない、公平な人事評価制度
	ジェンダーギャップ解消
地域貢献	私募債を利用した寄付・寄贈
	職場体験の実施
	学校でのセミナー開催
	地元企業、地元学生、大工・職人の雇用創出
ガバナンス	各種コンプライアンス研修の実施
	反社会的勢力排除
	知的財産の保護

(人的資本について)

公正な評価と人員確保

当社の持続的な発展のためには、多様かつ自律した従業員の獲得、育成が必要不可欠と考え、年齢性別にとらわれない公平性を重視した人事評価制度の採用に加え、2022年より業務改善提案制度を導入し、所属や役職に関係なく、企業価値向上や持続的な発展を目的とした提案を行うことで、柔軟な発想及び日々の業務改善の意欲向上を促しております。

また、目指す姿に向かって知識やスキルを主体的に学び、習得した知識を活かして業務に活かすことで従業員と会社が共に成長できるとの考えから、資格手当等の導入により、自ら成長していくことのできる人材の育成を進めております。

加えて、当社従業員が安心して長く働き続けられる環境を目的として、従業員持株会制度の採用、確定拠出年金の導入を実施しております。

女性社員の活躍推進

住宅設計の段階で多様性を重視し、共働き家庭、子育て家庭に対して住宅勤務、家事や育児の負担軽減といった世の中のニーズに応えられる住宅の提供により、「家族が幸せになる家」という理想を追求している当社では、多様な暮らしに対応した家づくりのために、女性が活躍することが重要であると考え、管理職養成等を目的とした中堅社員向けのマネジメント研修を実施し、管理職候補の女性社員を対象としたキャリア意識の醸成を行う他、仕事

と家庭の両立を進めるための環境や相談体制整備を行い、従業員における女性比率及び管理職比率の割合増加を目指しております。

(3) リスク管理

当社は「リスク管理基本規程」並びに「コンプライアンス規程」に基づきリスク管理委員会・コンプライアンスを設置しております。当社の経営に悪影響を与えるリスクを把握し、リスクがもたらす損失の極小化、コンプライアンス違反の未然防止を図ることを目的に、取締役会の監督のもと総務人事部長を委員長、代表取締役社長以下各本部長を委員とし、常勤の監査等委員及び内部監査室長をオブザーバーとして構成しており、原則年4回開催のうえ、重要なリスク事項については取締役に報告を行う体制としております。

また、今後は、気候変動リスク及び人的資本経営に関するリスク管理を強化するために、サステナビリティ推進委員会の設置を検討してまいります。

(4) 指標及び目標

当社は上記「(2) 戦略(人的資本について)」に記載した人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針」について、以下の指標を用いております。

指標	目標	実績
年次有給休暇の取得率	2026年度までに90%	83%(2022年度)
平均勤続年数	2026年度までに4.5年	3.9年(2023年8月末日時点)
女性従業員比率	2026年度までに45%以上	41%(2023年8月末日時点)
管理職(課長以上)に占める女性の割合	2026年度までに20%以上	17%(2023年8月末日時点)

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しておりますが、当社に関するすべてのリスクを網羅するものではありません。

なお、これらのリスクの情報につきましては、本書提出日現在における当社の認識を基に記載したものであり、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(事業環境に関するもの)

(1) 景気動向及び不動産市況について

当社の主要事業である戸建分譲事業において、新型コロナウイルス感染症、取得用地の価格は景気動向、不動産市場の需給状況の影響により価格変動を受けやすいため、この動向によっては当社の用地取得コストに大きな影響を及ぼすことになるため、当該リスクが顕在化する可能性及びその影響は相応にあるものと認識しております。

また、販売先である個人顧客についても景気動向、金利動向、税制等の動向により購買意欲や需要動向に影響を受けやすい傾向があり、これら諸条件の環境動向によっては当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

そのため当社では、常に外部環境を注視しながら、用地仕入や販売活動等に機動的に反映するよう努めております。

(2) 建築コストの上昇について

2021年4月頃からの世界的なウッドショックの発生以降、建築コストは当初急激に上昇した後、その後は供給不安こそ後退したものの価格は高止まりしており、主要部材である木材のほかにも、金属類、諸資材、資材運搬費及び人件費等も高止まりしていることから、当該リスクが顕在化する可能性及びその影響は相応にあるものと認識しております。

当社では平時から設計段階や施工段階で、品質・性能・居住性を追求しつつも、建築コストを意識した原価低減あるいは原価上昇を抑える取組みに努めておりますが、こうした不断の取組みでは吸収しきれない建築コストの上昇に対しては、代替手段によるコストアップの回避あるいはコストアップ抑制の取組みに努め、それでも吸収できない場合は販売価格への転嫁等を行う場合があります。その際に販売価格等への転嫁に見合ったデザイン重視の家づくりに努めても価格水準が一般消費者の購買意欲にそぐわないほど上昇した結果、需要が減退した場合には当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社では、建築コストや工期の安定化を図るため建築職人の安定確保が重要であると考えており、継続的な発注ができるように施工管理に努めるとともに、建築資材については複数の新規購買先を開拓するとともに、メーカー変更等の代替え手段の確保などに努めております。

(3) 競合について

当社は、本書提出日現在、静岡県、愛知県、岐阜県、神奈川県、埼玉県、東京都、千葉県を販売エリアとして事業を展開しております。これらの地域においては、大手戸建分譲住宅会社やハウスメーカーだけでなく地場の住宅供給会社も数多く存在しており、競争が行われておりますが、当社の主要営業エリアの一つである静岡県において、大手との競争が数年内に現在より激化する可能性があることから、当該リスクが顕在化する可能性及びその影響は相応にあるものと認識しております。

今後これらの競合他社との競争による市況の変化により、プロジェクト用地の仕入、建築工事、販売活動に影響が出た場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

そのため当社では、関東エリアでの販売棟数の拡大を行うとともに、コストやデザイン等当社商品の優位性を一層高め、より差別化を図るよう努めております。

(事業内容に関するもの)

(4) 販売用不動産及び仕掛販売用不動産について

当社は、『「家がほしい」すべての人のために。』という企業理念の実現のためにプロジェクト用地の安定的確保が重要であると認識しております。事業の採算性や顧客の需要動向等を考慮しつつ、販売用不動産及び仕掛販売用不動産（以下「販売用不動産等」）を積極的に取得・保有しており、当事業年度末における販売用不動産等残高は11,920,512千円で総資産に占める比率は79.1%でした。

販売用不動産等を積極的に取得・保有することは、顧客の需要動向に応じた機動的な販売に貢献し、機会損失を回避することができると考えております。一方で、顧客の需要の低下または顧客の嗜好の変化により、滞留在庫として資金が固定化する可能性、値引き販売等により利益率が低下する可能性、また棚卸資産評価損を相当額計上することになる可能性などがあり、外部環境次第では数か月以内に当該リスクが顕在化する可能性及びその影響は相応にあるものと認識しております。

そのため当社では、ビジネスチャンスとリスクの両者を勘案して、販売用不動産等の水準を調整しております。

最近2事業年度における販売用不動産等の期末残高は、下表のように推移しております。

	前事業年度 (2022年8月期)	当事業年度 (2023年8月期)
販売用不動産等の期末残高(千円)	10,278,466	11,920,512
在庫回転期間(月)	7.8	7.6

在庫回転期間 = (期首販売用不動産等の残高 + 期末販売用不動産等の残高) ÷ 2 ÷ 売上原価 × 12

(5) 仕入先の確保について

当社は、事業規模の拡大に併せて、不動産仲介業者、施工協力業者を始めとする取引先の拡充を推進してまいりましたが、取引先拡大のペースが事業規模の拡大に追いつかず、用地仕入、建材等の調達における代替手段が制限される場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。現時点で特定仕入先への依存はないため、当該リスクが顕在化する可能性は低いものと考えておりますが、ウッドショック発生時のような世界的なサプライチェーンの混乱時には、想定より大きなリスクに発展する可能性もあるため、プレカット業者など新規取引先の開拓を行い、一部の業者に取引が集中しないように努めております。

(6) 資金調達について

当社は、プロジェクト用地の仕入など事業遂行に不可欠な資金の過半を金融機関からの借入れで調達しており、当事業年度末における有利子負債の残高は9,755,620千円でした。今後も事業規模拡大に伴ってプロジェクト用地の仕入件数が増加していくこと等から、有利子負債は増加することが予想されます。しかしながら、不動産市況の動向、景気動向、政府の不動産市場への規制強化等によって金融機関の与信方針に変更が生じた場合には、当社の資金調達並びに経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があることから、当該リスクが顕在化する可能性及びその影響は一定程度あるものと認識しております。

そのため当社では、資金不足によって当社の事業に影響が及ばないよう、金融機関とは緊密に情報交換を行うよう努めております。

(7) 物件の引渡し時期について

当社の戸建分譲事業における売上の計上は、一部の建築請負契約を除き、物件の引渡しをもって行っております。当社では各プロジェクトの用地仕入れから建築工事の完了に至るまで自社で行っておりますが、各プロジェクトの進捗状況、建築工事の遅延等により引渡時期が変更となる場合があります。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により一部住宅設備に供給不足が生じ、適時に調達できない場合にも住宅の引渡時期が変更になる可能性があります。このような場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があり、外部環境次第では数か月以内に当該リスクが顕在化する可能性及びその影響は相応にあるものと認識しております。

そのため当社では、各プロジェクトの進捗状況等について現場管理システム等を活用することにより、随時状況の確認を行うとともに、建築資材については不測の事態に備えて代替品の仕入ルートを確認しております。

(8) 施工協力業者の減少及び建築工事の遅延等について

当社の分譲戸建住宅の建築工事については、当社において技術水準、納期、予算水準等を考慮し、施工協力業者を選定した中で発注を行っております。

しかしながら、今後建築職人の不足や建築業界の景気動向により、施工協力業者が減少もしくは当社の要求する水準への対応ができない場合に代替の施工協力業者をもってしても建築工事が進まない可能性があり、外部環境次第では数か月以内に当該リスクが顕在化する可能性及びその影響は相応にあるものと認識しております。その場合には工事の遅延、物件引渡しの遅延などにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

そのため当社では、取引業者の開拓等、不測の事態が起こった場合でも対応できる体制を整えるよう努めております。また、当社の要求する施工水準を満たす施工協力業者を確保するため、当社の施工管理担当者は、現場管理システムの活用及び現場巡回等により建築職人との品質確保のためのコミュニケーションや情報共有に努めるとともに、定期的に外注先等を集めた報告会を行うことで安全・品質管理の徹底等に努めております。

(9) 法的規制について

当社は、不動産販売、住宅建築を行っていることから、多くの遵守すべき法令、規制等があります。主なものとして宅地建物取引業法、建設業法、建築士法、建築基準法、都市計画法、土地区画整理法、農地法、宅地造成等規制法、不当景品類及び不当表示防止法、不動産の表示に関する公正競争規約等各種法令及び規制の他、各自治体が制定した条例等の規制も受ける事になります。

また、許認可、免許及び登録番号等の状況は、次のとおりであります。

許認可等の名称	宅地建物取引業者免許	一級建築士事務所登録			一般建設業許可
		静岡県	愛知県	神奈川県	
所轄官庁等	国土交通省	静岡県	愛知県	神奈川県	国土交通省
許認可等の内容	国土交通大臣免許 (3)第8082号	静岡県知事登録 (3)第7177号	愛知県知事登録 (い-4)第13427号	神奈川県知事登録 第18657号	国土交通大臣許可 (般-4)第26865号
有効期間	2020年12月17日 ~ 2025年12月16日	2021年2月21日 ~ 2026年2月20日	2022年10月31日 ~ 2027年10月30日	2023年9月1日 ~ 2033年8月31日	2022年11月14日 ~ 2027年11月13日
法令違反の要件及び主な許認可取消事由	免許取消事由 破産手続開始の決定がされたとき、役員等が禁固以上の刑に処せられたとき、役員等が暴力的行為等を禁止する法律に違反し罰金以上の刑に処せられたとき、役員等が暴力団員等に該当するとき、不正の手段により免許を受けたとき、業務停止処分に違反し業務を行った場合等。	免許取消事由 本人からの免許取り消し要請、死亡の届出、虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したとき、建築士事務所の開設者が暴力団員に該当したとき、暴力団員等がその事業活動を支配したとき、建築士法若しくは建築物の建築に関する他の法令又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき等。	免許取消事由 破産手続開始の決定がされたとき、役員等が禁固以上の刑に処せられたとき、役員等が暴力的行為等を禁止する法律に違反し罰金以上の刑に処せられたとき、役員等が暴力団員等に該当するとき、経営業務の管理責任者、専任技術者、財産的基礎、誠実性を満たさなくなると認められるとき等。		

当社では、過去及び現在においてこれら法的規制に抵触することによる免許・登録の取消しや更新拒否の事由となる事実は発生してはおりませんが、これら許認可等には有効期限があることから、その円滑な更新に努めるとともに、関係法令諸規則が遵守されるよう、「企業倫理規程」、「企業倫理ヘルプライン規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定・周知しております。また、法的規制に抵触することがないように、法改正情報の収集、顧問弁護士への相談、研修等の社内啓蒙のほか、コンプライアンス委員会の設置・運営など体制整備にも努めております。そのため、当該リスクが顕在化する可能性は低いものと考えておりますが、万が一、法的規制に抵触した場合には当社の事業活動が大きく制約される可能性もあることから、当社の経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 瑕疵担保責任について

当社は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」により、新築住宅の構造上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分について10年間、その他の部分については引渡し後2年間の契約不適合責任を負っております。また、2009年10月1日以降に「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、住宅の品質確保措置を確保するために国土交通大臣の指定する保険法人と当社は保険契約を交わしており、また、当該保険を付保するためには、技術的基準に適合しているかどうか第三者機関による現場検査を受ける必要がありますが、万一不測の事態が起こった場合でも、保険金の支払又は保険金の還付によって瑕疵の補修の工事等に必要な資力を確保しております。

なお、当社は設計の段階から一貫して携わり、品質瑕疵のない不動産を供給するよう努めるとともに、販売後のクレームに対しましても、法令上の責任に基づき、真摯な対応に努めております。

これらの対応により、当該リスクが顕在化する可能性は低いものと考えますが、何らかの事情により当社の販売した不動産の多くに瑕疵があった場合には、契約不適合責任に基づく瑕疵補修のための費用の増加、当社の品質管理に関する信用が毀損する等により、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 訴訟等の可能性について

当社は、本書提出日現在、業績に重大な影響を及ぼす訴訟提起を受けてはおりませんが、当該リスクが顕在化する可能性及びその影響は相応にあるものと認識しております。当社の販売する不動産において契約不適合責任の発生、工事期間中における事故の発生、近隣住民等からの様々なクレームの発生等により、これらを起因とする訴訟等が提起された場合、訴訟等の結果によっては多額の費用負担、工事の中止、当社の信用が毀損する等、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このような事案が発生しないよう、契約締結前のリーガルチェックの徹底、クレーム対応マニュアルの整備、紛争未然防止の社内研修、クレームやトラブル関連案件が生じた場合は経営層及び関係部署による情報共有及び顧問弁護士へ

の相談、コンプライアンス委員会等での事案共有、引き渡し後の物件については住宅瑕疵担保責任保険を付保し、地盤保証や白蟻保証を受けるなど、訴訟等に至る前に適切な解決ができるような体制整備に努めております。

(12) 風評被害・クレームについて

当社は戸建分譲事業を展開していることから、顧客から品質やサービス、納期等に対する意見・不満等のクレームを受ける可能性があります。こうしたクレームの発生により、当社に対する顧客からの信頼が低下する場合は、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社に対する否定的な風説や風評がインターネット上の書き込み等により拡散した場合、その情報が正確な事実に基づいたものであるか否かにかかわらず、当社の事業展開、業績、及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、このようなリスクに対して、法令遵守、品質管理に努めるとともに、否定的な風説や風評が生じる原因となるような行動をしないよう全社員への教育・研修・指導を行うことで、風評リスクの防止対策を実施しております。

また、モニタリングを適宜実施し、虚偽情報の流布があった場合には顧問弁護士等の専門家と緊密に連携することで、その拡散に対応するための体制を構築しております。

(13) 人材確保について

当社が今後事業を拡大していく中で、優秀な人材の確保は経営資源の観点から重要であると考えております。建築や不動産取引においては高度に専門的な知識や経験を必要とする事からも、有資格者をはじめ、企画部門、管理部門においても有能な人材を継続的に確保できるよう努めております。しかしながら、当該リスクが顕在化する可能性及びその影響は相応にあるものと認識しており、必要な人材確保が計画的にできない場合には、当社の経営成績及び事業の推進に影響を及ぼす可能性があります。

そのため当社では、こうしたリスクに対応して適材を適時に確保できるよう機動的に採用活動を行っております。

(14) 特定の人物への依存について

当社の創業者である代表取締役社長伴野博之は、設立以来、経営方針、経営戦略などの決定に重要な役割を果たしてまいりました。同氏が当社の業務執行を離れる事は想定しておりませんが、同氏に過度に依存しない社内体制の強化に努めております。そのため、当該リスクが顕在化する可能性は低いものと考えておりますが、同氏に過度に依存しない組織体制への移行段階であり、不測の事態により同氏の業務執行が困難になった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

そのため当社では、同氏に過度に依存しないよう、内部管理体制の整備、人材の育成を行う等、組織体制の整備に努めております。

(15) 営業拠点の地域偏在について

当社の事業エリアは、創業来の地盤とする静岡県を中心に、大きく東海エリアと関東エリアで事業を展開し営業拠点は全9拠点となり、両エリアに事業エリアが集中しているのが現状であります。そのため、両エリアにおける大規模災害の発生時や地域経済動向の変化が、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、当社では中長期的に営業拠点を新設することで事業エリアの拡大を図り、将来的には当社の住宅を全国へ供給する体制を整えることで、営業拠点の地域偏在に係る事業リスクを軽減してまいります。

(16) 新規拠点開設について

当社は、本書提出日現在、静岡県、愛知県、神奈川県、埼玉県、東京都に拠点を置き事業展開を行っております。当社が今後積極的な事業規模拡大を図る中で、新規拠点の開設は重要な施策であります。新規拠点開設にあたっては、優秀な人材の確保、及び開設地域において、プロジェクト用地の仕入資金を調達する金融機関の開拓が必要となるため、当該リスクが顕在化する可能性及びその影響は相応にあるものと認識しております。そのため、新規拠点の開設が首尾よく進捗しない場合には事業拡大の制約となり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があることから、当社では新規拠点の開設を経営計画に則り進めていくよう努めております。

(その他)

(17) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響について

新型コロナウイルス感染症については、再びまん延する可能性が存在しており、当該リスクが顕在化する可能性及びその影響は相応にあるものと認識しております。そのため、顧客・外注先・仕入先等において事業活動が制限される結果、当社営業活動への支障やサプライチェーンの混乱等が生じる可能性があるため、感染予防対策が想定どおりに奏功しない場合には、当社の経営成績及び事業の推進に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 個人情報の管理について

当社は、住宅購入顧客や来場者リストなどの個人情報を保有しております。これらの情報については、改正個人情報保護法に則し、個人情報漏洩等の事故が発生しないよう関連規則の制定・運用、社内啓蒙、情報システム整備等の管理に努めていることから、当該リスクが顕在化する可能性は低いものと考えますが、万が一個人情報外部へ漏洩するよ

うな事態が発生した場合には、当社の信用失墜による販売等への影響や損害賠償等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

そのため当社では、このような個人情報漏洩等のリスクが発生しないよう、情報管理に係る社内規程の整備・周知、役職員に対して個人情報管理、情報セキュリティに関する研修を定期的に行っております。

(19) 自然災害や不測の事故等について

大規模な地震や台風などの自然災害や火災等の発生により、当社が保有する施設、建築中の物件や販売物件が滅失、劣化、毀損し、その価値が低下する可能性があります。また、偶然の事故により、第三者へ危害を加えた場合、その補償等が必要となります。これら自然災害や不測の事故等について、当社の加入する保険では賅う事の出来ない事象が発生する可能性があります。加えて、大規模な自然災害の発生時において、当社従業員等に人的損害が発生したり、事業運営に支障を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する時期や影響を予測することは困難ではありますが、当社では発生時の損害を最小限に抑えるため、安否確認システムを導入することで非常時の連絡・指示経路の確保等に努めております。

(20) 大株主について

当社の代表取締役社長である伴野博之(同氏の資産管理会社である伴野アセットマネジメント(株)を含む)は当社の大株主であります。同氏は、安定株主として引続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。当社といたしましても、同氏は安定株主であると認識しておりますが、何らかの事情により、大株主である同氏の株式の多くが減少した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(21) 新株予約権の行使による株式価値希薄化に関するリスクについて

当社は、当社の取締役の業績向上や中長期的な企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権(税制適格ストック・オプション)を付与しています。本書提出日時点における新株予約権による潜在株式数は400,000株であり、発行済株式総数5,990,000株の6.7%に相当します。将来的にこれらの新株予約権が権利行使されることにより、既存株主が保有する当社株式の価値や議決権割合が一定程度希薄化する可能性や、株式売上の需給や当社株価の形成に一定程度影響を及ぼす可能性があります。

(22) 当社株式の流通株式時価総額について

本書提出日現在の流通株式時価総額は、同取引所が定める形式要件に近接しております。当社株式の流通株式時価総額は投資家による売買を通じて変動することとなりますが、今後も取引所が定める形式要件を充足し続けるためには、当社の経営方針・経営戦略に従い、事業規模並びに利益の成長を通じて企業価値を継続的に向上させること及び資本政策を検討すること等により、流動性を高めて流通株式時価総額の拡大に努める方針であります。

しかしながら、株価の変動及び何らかの事情により、上場時よりも流動性が低下する場合には当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は以下のとおりであります。

経営成績の分析

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症との共存とともに社会経済活動の正常化が進んだ一方、大幅な物価上昇や為替相場の急変動などの不安要素もあり、実体経済の先行きには不透明が見られております。

当社の属する不動産業界におきましては、数年来の原材料価格、物流価格、外注人件費等の高止まりによる建築コストの高騰に加え、住宅ローン金利の先高観などもあり、先々の住宅需要が見通しにくい事業環境となっております。

このような状況のもと、当社は『「家がほしい」すべての人のために。』を企業理念とし、品質・性能・居住性・デザイン性に優れた住宅をお求めになりやすい価格で提供し、シェア拡大に努めてまいりました。

事業エリア別の販売件数（建売・土地販売・注文住宅）

事業エリア	支店	前事業年度	当事業年度
		販売件数（棟）	販売件数（棟）
東海エリア	静岡、浜松、名古屋	442	448
関東エリア	横浜、神奈川、 大宮、城東、相模原、 町田	130	164
全社計		572	612

当事業年度における業績は、売上高19,849,019千円（前期比7.6%増）、営業利益377,407千円（前期比57.3%減）、経常利益172,019千円（前期比75.8%減）、当期純利益120,969千円（前期比74.6%減）となりました。

なお、当社は戸建分譲事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

財政状態の分析

（資産）

流動資産は14,744,813千円となり、前事業年度末に比べ1,795,407千円増加いたしました。これは主に仕入増加に伴う仕掛販売用不動産の増加1,200,371千円及び販売用不動産の増加441,674千円によるものであります。固定資産は330,006千円となり、前事業年度末に比べ1,109千円増加しました。

この結果、総資産は、15,074,820千円となり、前事業年度末に比べ1,796,516千円増加いたしました。

（負債）

当事業年度末における流動負債は8,789,567千円となり、前事業年度末に比べ1,325,309千円増加いたしました。これは主に仕入増加に伴い短期借入金が1,012,341千円増加したほか、施工棟数の増加に伴い工事未払金が295,512千円増加したことによるものであります。固定負債は2,134,470千円となり、前事業年度末に比べ499,987千円増加いたしました。これは主に私募債の新規発行等により社債が170,700千円、新規借入等により長期借入金が326,976千円それぞれ増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、10,924,037千円となり、前事業年度末に比べ1,825,297千円増加いたしました。

（純資産）

当事業年度末における純資産は4,150,782千円となり、前事業年度末に比べ28,780千円減少いたしました。これは当期純利益120,969千円を計上した一方で、株主配当金149,750千円を支払ったことに伴い利益剰余金が減少したことによるものであります。

以上の結果、自己資本比率は27.5%（前事業年度末は31.5%）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、2,349,944千円（前事業年度末比6.6%増）となり、前事業年度末に比べ146,078千円増加しております。各キャッシュ・フローの状況とそれぞれの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、1,360,306千円（前事業年度は469,344千円の収入）となりました。主な要因は、仕入増加による棚卸資産の増加額1,642,045千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、30,846千円（前事業年度は21,765千円の支出）となりました。主な要因は、町田支店の設置等による有形固定資産の取得による支出27,138千円があり、資金が減少したためであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、1,537,231千円（前事業年度は902,050千円の収入）となりました。主な要因は、仕入増加による短期借入金の純増額1,012,341千円、主に規模拡大に伴う運転資金の増加を賄うための長期借入金の調達1,104,000千円及び社債の発行500,000千円が、それぞれ返済601,060千円及び償還328,300千円を大きく上回ったためであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当事業年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）の生産実績は次のとおりであります。なお、当社の事業セグメントは戸建分譲事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

業務区分	件数（棟）	生産高（千円）	前年同期比（％）
戸建分譲事業	520	18,399,615	113.6

- （注）1. 当事業年度中に完成した物件の販売価格をもって生産高としております。
2. 当事業年度中に完成した物件の棟数をもって件数としております。

b. 受注実績

当事業年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）の受注実績は次のとおりであります。なお、当社の事業セグメントは戸建分譲事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

業務区分	受注高（千円）	前年同期比（％）	受注残高（千円）	前年同期比（％）
戸建分譲事業	18,413,316	106.6	2,344,163	67.0

- （注）1. 当事業年度中に契約した物件の販売価格をもって受注高としております。
2. 当事業年度末までに契約した未引渡物件の販売価格をもって受注残高としております。

c. 販売実績

当事業年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）の販売実績は次のとおりであります。なお、当社の事業セグメントは戸建分譲事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

業務区分	件数（棟）	販売高（千円）	前年同期比（％）
戸建分譲事業	612	19,849,019	107.6

- （注）1. 当事業年度中に引渡した物件の販売価格をもって販売高としております。なお、土地販売取引については戸建分譲事業に含めて表示しております。
2. 当事業年度中に引渡した物件の棟数をもって件数としております。
3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、当該割合が100分の10以上の主要な相手先がないため記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。その作成において必要となる見積り及び判断については、過去の実績等を勘案した合理的な判断によっておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果はこれら見積りとは異なる場合があります。

当社の財務諸表を作成するにあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（重要な会計方針）」に記載のとおりですが、特に以下の会計方針が当社の財務諸表の作成において使用される見積り及び判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

（棚卸資産の評価）

当社は、販売用不動産及び仕掛販売用不動産のうち期末時点の正味売却価額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額の切下げによる評価損を計上しております。正味売却価額の見積り及び判断にあたっては、入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、評価損の追加計上が必要となる可能性があります。

詳細は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績

(売上高)

当事業年度の売上高は、19,849,019千円(前期比7.6%増)となりました。これは関東エリアにおいて事業所数や事業規模を伸ばしたことで、販売棟数が増加したことによるものです。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上総利益は、2,309,784千円(前期比10.0%減)となりました。これは主に土地建物関連コストの高騰を背景に、原価率が上昇したことによるものです。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、1,932,376千円(前期比15.0%増)となりました。これは主に、販売経路の変更に伴う不動産販売仲介会社への支払手数料の増加などによるものです。この結果、営業利益が377,407千円(前期比57.3%減)となり、売上高営業利益率は1.9%となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当事業年度の営業外収益は、35,839千円(前期比31.2%増)となりました。営業外費用は、241,227千円(前期比19.9%増)となりました。これは事業規模の拡大に伴って金融機関からの借入が増加したことにより、支払利息が増加したこと等によるものです。この結果、経常利益が172,019千円(前期比75.8%減)となりました。

(特別利益、特別損失、税引前当期純利益)

当事業年度の特別利益は計上なし(前期も計上なし)、特別損失は383千円(前期は計上なし)でした。この結果、税引前当期純利益は171,636千円(前期比75.8%減)となりました。

(法人税等、当期純利益)

当事業年度の法人税等の合計は50,667千円となり、この結果、当期純利益は120,969千円(前期比74.6%減)となりました。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。当社が今後の成長を持続して行くには、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております課題への対処が重要であると認識しております。当社はこれら課題に対して継続的な検討及び状況の把握を行い、適切に対応をしております。

c. キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に関する情報

当社のキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社は、今後の事業エリア拡大に対応すべく、事業運営上の必要な運転資金については主に自己資金及び金融機関からの借入金を基本としております。また、設備資金等につきましては今後の事業エリア拡大に伴う出店等について自己資金でまかなうことを基本としております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は27,855千円であり、その主な内容は、事業拡大を目的とした新規拠点（町田支店）開設に伴うもの11,941千円、人員増加による車両の購入に伴うもの7,689千円であります。

なお、当社は、戸建分譲事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

なお、当社は、戸建分譲事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2023年8月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
		建物 (千円)	構築物 (千円)	車両 運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	工具、 器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (静岡県静岡市 清水区)	本社事務所 店舗	47,436	2,323	441	58,589 (595.09)	4,498	113,289	35
名古屋支店 (愛知県名古屋市 瑞穂区)	事務所 店舗 ショールーム	43,385	-	247	- (459.10)	2,506	46,139	11
東京オフィス (東京都中央区)	事務所	8,485	-	-	-	1,435	9,920	19

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 名古屋支店の土地は賃借物件であり、年間賃借料は6,000千円であります。また、東京オフィスの建物は賃借物件であり、年間賃借料（共益費を含む）は19,559千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,360,000
計	18,360,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2023年8月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年11月29日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	5,990,000	5,990,000	東京証券取引所 スタンダード市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら制限のな い、当社における標準と なる株式であり、単元株 式数は100株でありま す。
計	5,990,000	5,990,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2016年8月4日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社使用人 2(注)10
新株予約権の数(個)	12,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 72,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	326(注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2018年8月6日 至 2026年8月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 326 資本組入額 163(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)9
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

当事業年度の末日(2023年8月31日)における内容を記載しております。提出日の末日現在(2023年10月31日)において記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は6株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、下記3.(2)の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、326円とする。ただし、行使価額は下記3.に定める調整に服する。

3. 行使価額の調整

- (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

(3) 上記(1)及びに定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2018年8月6日から2026年8月4日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

7. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効

力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5.に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記6.に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記9.に準じて決定する。
8. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
9. その他の新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合その他正当な理由による場合にはこの限りではない。
 - (2) 新株予約権の相続はこれを認めない。
 - (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
10. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名となっております。

第2回新株予約権

決議年月日	2017年7月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社使用人 1(注)10
新株予約権の数(個)	6,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 36,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	326(注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2019年7月26日 至 2027年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 326 資本組入額 163(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)9
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

当事業年度の末日(2023年8月31日)における内容を記載しております。提出日の末日現在(2023年10月31日)において記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は6株であります。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- 当該調整後付与株式数を適用する日については、下記3.(2)の規定を準用する。
- また、上記のほか、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、326円とする。ただし、行使価額は下記3.に定める調整に服する。
3. 行使価額の調整
(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

- (3) 上記(1)及びに定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2019年7月26日から2027年7月25日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

7. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記6. に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記9. に準じて決定する。
8. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
9. その他の新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合その他正当な理由による場合にはこの限りではない。
 - (2) 新株予約権の相続はこれを認めない。
 - (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
10. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名となっております。

第3回新株予約権

決議年月日	2021年8月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5(注)10
新株予約権の数(個)	146,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 292,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	745(注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2023年8月28日 至 2031年8月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 745 資本組入額 373(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)9
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

当事業年度の末日(2023年8月31日)における内容を記載しております。

- (注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は2株であります。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
- 当該調整後付与株式数を適用する日については、下記3.(2)の規定を準用する。
- また、上記のほか、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、745円とする。ただし、行使価額は下記3.に定める調整に服する。

3. 行使価額の調整

- (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。
- 上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日

(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

(3)上記(1)及びに定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4)行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2023年8月28日から2031年8月27日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2)当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3)当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4)当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5)新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

7. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記6. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記9. に準じて決定する。

8. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

9. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合その他正当な理由による場合にはこの限りではない。

(2) 新株予約権の相続はこれを認めない。

(3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

10. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役4名となっております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2019年7月18日(注)1.	1,530,000	2,295,000	-	100,000	-	-
2022年5月18日(注)2.	2,295,000	4,590,000	-	100,000	-	-
2022年6月22日(注)3.	1,100,000	5,690,000	227,700	327,700	227,700	227,700
2022年7月19日(注)4.	300,000	5,990,000	62,100	389,800	62,100	289,800

(注)1. 株式分割(1:3)によるものであります。

2. 株式分割(1:2)によるものであります。

3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 450円

引受価額 414円

資本組入額 207円

払込金総額 455,400千円

4. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当価格 414円

資本組入額 207円

割当先 いちよし証券株式会社

(5) 【所有者別状況】

2023年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	19	30	11	9	3,307	3,377	-
所有株式数 (単元)	-	554	4,445	5,307	1,190	13	48,343	59,852	4,800
所有株式数の割 合(%)	-	0.93	7.43	8.87	1.99	0.02	80.77	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

2023年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
伴野 博之	神奈川県横浜市港北区	2,956	49.34
伴野アセットマネジメント株式会社	神奈川県横浜市港北区篠原西町14番2 - 1号	500	8.34
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	236	3.94
平松 裕将	岡山県倉敷市	176	2.93
ホームポジション従業員持株会	静岡県静岡市清水区吉川260	169	2.82
auカブコム証券株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目2番5号	90	1.51
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED(常任代理人 パークレイズ証券株式会社)	1 CHURCHILL PLACE CANARY WHARF LONDON E14 5HP UNITED KINGDOM(東京都港区六本木6丁目10番1号)	77	1.29
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2 - 10号	55	0.92
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7 - 3	46	0.76
遠藤 裕三	神奈川県横須賀市	40	0.67
計	-	4,347	72.58

(7)【議決権の状況】
 【発行済株式】

2023年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,985,200	59,852	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 4,800	-	-
発行済株式総数	5,990,000	-	-
総株主の議決権	-	59,852	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、剰余金の配当につきましては、年1回の期末配当を実施することを基本的な方針としております。

また、剰余金の配当の決定機関を会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会である旨及び毎年2月末日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

内部留保資金につきましては、主に事業規模拡大を目的としたプロジェクト用地の仕入、建築資金、及び運転資金等に充当し、財務体質の強化と企業価値の向上に努めてまいります。

当社は、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元は重要な課題と認識しております。

財政状態・経営成績・事業計画等を勘案し、当面は1株当たり純利益に対する配当性向30%を目安として配当を実施していく方針であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき当期は1株当たり5円の配当を実施することを決定いたしました。この結果、当事業年度の配当性向は24.8%となりました。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2023年10月26日 取締役会決議	29	5

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業理念を実践し、企業価値を高めるためには、健全な経営システムのもと、適時・適切な情報開示により経営の透明性を確保するなど、コーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であると考えております。また、当社では、「コンプライアンス」を社会に対する責任を果たすための大切な基礎として捉えており、その徹底が事業活動を継続していくうえで不可欠の要件であると認識し、コーポレート・ガバナンスの強化とともに、当社のコンプライアンス経営を積極的に推進しております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置制度を採用しており、監査等委員である社外取締役3名を含む取締役8名によって構成される取締役会と、監査等委員である社外取締役3名によって構成される監査等委員会によるコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

当社は、2016年6月30日開催の臨時株主総会において、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行は、取締役会の監督機能をより強化すると同時に、経営に関する意思決定の迅速化を図り、経営の公正性及び効率性を高め、当社のコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的としており、当社の現在の事業規模、事業内容等を勘案し、現行の体制が最も効率的・効果的に経営監視機能を実現でき、迅速かつ適切に経営上の意思決定や業務執行を行うことができる体制であると判断し、現行の体制を採用しております。なお、現在は監査等委員全員を社外取締役とすることにより、取締役会の監督機能をより一層強化しております。

ア．会社の機関の基本説明

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名（監査等委員である取締役3名を含む）で構成され、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営の基本方針や重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監査・監督を行っております。

また、法令、定款に定められた事項のほか、経営状況や予算と実績の差異分析など、経営の重要項目に関する決議・報告を行っております。

(構成員の氏名)

代表取締役社長 伴野博之(議長)、取締役海野純子、同松田三幸
社外取締役菊地隆夫、同長町真一、同小林秀一

(取締役会の活動状況)

取締役会は、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針や重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監査・監督を行っております。個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

地 位	氏 名	出席状況
代表取締役	伴 野 博 之	100% (18回/18回)
取 締 役	祐 成 太 郎	100% (3回/ 3回)
取 締 役	海 野 純 子	100% (18回/18回)
取 締 役	青 木 潤	100% (18回/18回)
取 締 役	小 島 鉄 也	100% (18回/18回)
取 締 役	山 田 浩	100% (18回/18回)
社外取締役	菊 地 隆 夫	100% (18回/18回)
社外取締役	長 町 真 一	100% (18回/18回)
社外取締役	小 林 秀 一	100% (1回/ 1回)
社外取締役	山 口 久 男	82% (14回/17回)

- (注) 1. 祐成太郎氏については、2022年11月22日開催の第33回定時株主総会において退任され、青木潤氏、小島鉄也氏、山田浩氏の3名については、2023年11月28日開催の第34回定時株主総会において退任されましたので、就任中に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
- (注) 2. 2023年7月31日をもって、取締役(監査等委員)であった山口久男氏が辞任したことに伴い、補欠の監査等委員である小林秀一氏が2023年8月1日付で取締役(監査等委員)に就任しております。そのため、山口久男氏については就任中に開催された取締役会の出席状況を記載し、小林秀一氏について就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

b. 監査等委員会

当社の監査等委員会は監査等委員である取締役3名で構成され、うち1名は常勤監査等委員であり、監査等委員3名全員が社外取締役であります。

監査等委員である取締役は、監査等委員会で策定した監査方針と監査計画に基づき、取締役会等の重要な会議への出席、稟議書等の重要な書類の閲覧、取締役及び使用人等からの報告の聴取などにより、内部監査室や会計監査人と連携しつつ、監査等委員でない取締役の業務執行につき監視・監督を行っております。

(構成員の氏名)

常勤監査等委員 菊地隆夫(委員長)
非常勤監査等委員 長町真一、小林秀一

c. 任意の指名・報酬委員会

当社の指名・報酬委員会は、監査等委員である取締役2名及び取締役1名で構成され、その過半数を社外取締役とし、代表取締役及び役付取締役の選定及び解職、取締役(監査等委員である取締役を含む)の選任及び解任、並びに候補者の指名、取締役(監査等委員である取締役を含む)の報酬、代表取締役社長の後継者計画等に係る公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図っております。

(構成員の氏名)

独立社外取締役 菊地隆夫(委員長)
長町真一(委員)
取締役 松田三幸(委員)

(任意の指名・報酬委員会の活動状況)

取締役会は、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針や重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監査・監督を行っております。個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

地位	氏名	出席状況
委員長	菊地隆夫	100%(3回/3回)
委員	長町真一	100%(3回/3回)
委員	小島鉄也	-(回/回)
委員	山口久男	100%(2回/3回)
委員	青木潤	100%(3回/3回)

- (注) 1. 山口久男氏については、2023年7月31日をもって取締役(監査等委員)を辞任したことに伴い、任意の指名・報酬委員会の委員も退任しております。
- (注) 2. 2023年8月31日をもって、青木潤氏は任意の指名・報酬委員会の委員を退任し、小島鉄也氏が新たに任意の指名・報酬委員会の委員に就任しております。

d. 内部監査室

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、人員は専任1名であります。内部監査室長は社内の主要な会議体に出席し、業務執行の適法性について監視し検証しております。また、監査等委員会及び会計監査人と緊密に連携しながら、当社全体を対象に定期的な実地監査及び書類監査を実施しております。監査対象部門から知り得た情報は代表取締役社長へ報告し、業務の改善に役立てるとともに、関係者に対してフィードバックし是正を求める等、業務の適正性の確保に努めております。

e. 経営会議

経営会議は、代表取締役社長、取締役(非常勤の監査等委員である取締役を除く)、支店長、各本部組織の部署長等で構成され、原則として月1回開催しております。経営会議は、全般的業務執行方針に関する事項について協議を行っております。

f. その他の委員会

コンプライアンスを統括する組織としてコンプライアンス委員会、リスク管理を統括する組織としてリスク管理委員会を設置しております。コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会は、業務執行取締役及び必要に応じて各本部組織の所属長で構成し、常勤の監査等委員及び内部監査室長がオブザーバーで参加しております。これら委員会は原則として四半期毎に1回開催し、必要に応じて臨時でも開催しております。

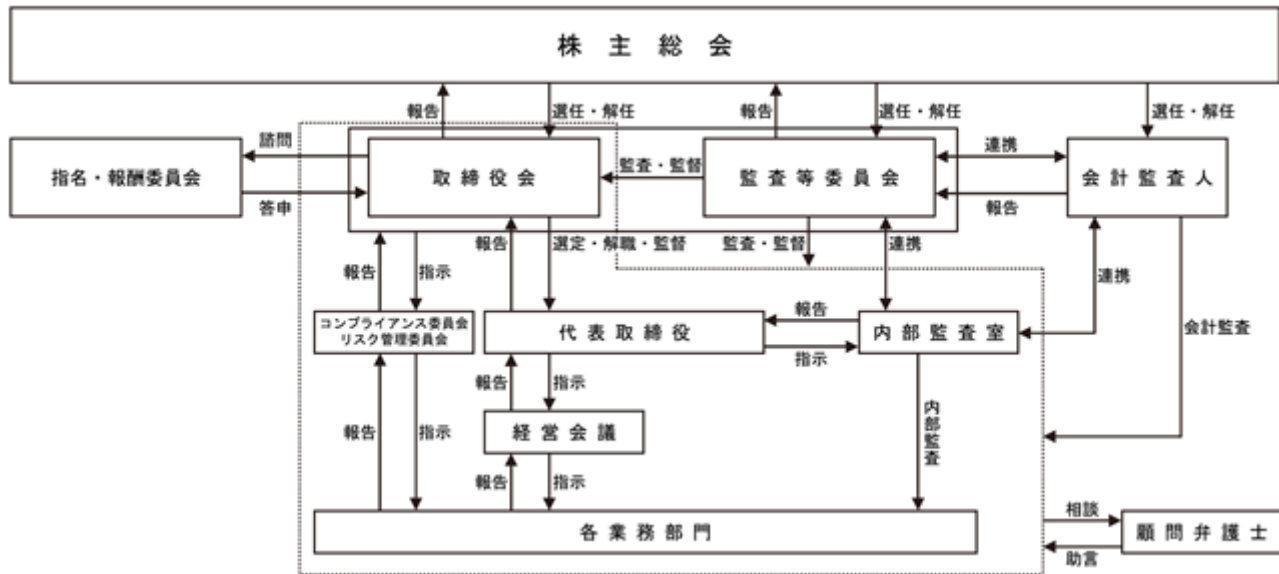
g. 会計監査人

当社は、会社法に基づく会計監査人として太陽有限責任監査法人を選任しており、同監査法人との間で会社法監査と金融商品取引法監査に係る監査契約を締結しております。

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。

イ. コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制の状況を図示すると以下のとおりとなります。



内部統制システムの整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について当社の取締役会で決定した内容の概要は以下のとおりであります。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業行動規範をはじめ、取締役及び使用人が遵守すべき社内規程等を定め、法令等への遵守体制を確立する。
- (2) 職務執行については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会、経営会議の会議体又は稟議書により決定する。
- (3) 取締役及び使用人に対するコンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
- (4) 代表取締役社長直轄の内部監査室は、当社のコンプライアンスの状況・業務の適正性に関する内部監査を実施し、重要な結果については、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- (5) 法令違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入する。
- (6) 反社会的勢力には全社において、組織的に毅然とした態度で対応し、必要に応じて警察等関係機関や顧問弁護士と連携する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会において、「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本方針」その他の社内規程を整備するものとし、適宜見直すものとする。取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款、及び「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本方針」等の社内規程、方針等に従い、文書（紙又は電磁的媒体）に記録して適切に保管、管理し、取締役が必要に応じて閲覧できる体制を整備する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は「リスク管理基本規程」を定め、経済的損失の危機管理を行うとともに、リスク管理委員会を設置し、定例的にリスクの点検、評価、対策等を管理、監督する。
- (2) 経営上、重要事項に係るリスクは、取締役会及び経営会議において十分な協議・審議を行う。
- (3) 市場リスク、信用リスク、情報漏洩リスク等の個別のリスクについては、それぞれ社内規程に定める方法により、適切な管理を行う。

(4) 労働災害、自然災害等への対応については、社内連絡体制を構築するとともに組織的な対応を行う。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 的確かつ迅速な企業経営を重要課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図りながら、素早い意思決定と効率的な経営体制の構築に努める。
- (2) 取締役会は少なくとも月に1回以上開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、会社の重要事項を決議するとともに、各取締役は他の取締役の業務執行を監督する。
- (3) 取締役会の下に経営会議を設置し、原則として月に1回開催する。経営会議では取締役会から移譲された権限の範囲内における様々な経営課題等について協議・審議を行う。
- (4) 取締役会は、経営組織、各取締役の職務分掌を定め、各取締役は職務分掌に基づき適切に業務を執行する。
- (5) 取締役会の諮問機関として、過半数を社外取締役で構成する任意の「指名・報酬委員会」を設置し、取締役の指名、報酬及び報酬制度等の決定にあたり、客観性・公正性・透明性を確保するため、「指名・報酬委員会」での審議を経て、取締役会で決議を行う。

e. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ当該補助使用人を任命する。
- (2) 当該補助使用人は、監査等委員会より指示された業務の実施に関して、他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの指示・命令を受けないこととする。
- (3) 当該補助使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の職務の補助に係る業務を優先して行うものとする。
- (4) 当該補助使用人（他部署の使用人を兼務する者を含む）の人事異動、評価、懲戒処分等に関しては、事前に監査等委員会に報告し、その了承を得ることとする。

f. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- (1) 取締役会、経営会議といった会議体に限らず、取締役（監査等委員である取締役を除く。）より監査等委員に対して適宜又は監査等委員の求めに応じ情報提供を行う。
- (2) 常勤の監査等委員は経営会議に出席し、監査等委員会において又は他の監査等委員の求めに応じ他の監査等委員に対し経営会議における議題及び審議の経過を報告する。
- (3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令等に違反する事項、会社の信用、業績等に重大な影響を与える事項、または重大な影響を与えるおそれのある事項が発覚した時には、速やかに監査等委員会に報告する。
- (4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会が職務の執行に関する事項の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、これに協力するものとし迅速かつ適切に対応する。
- (5) 内部監査室は、監査等委員会に対し、定期的に当社における内部監査の結果その他活動状況の報告を行うものとする。
- (6) コンプライアンス委員会は、監査等委員会に対し、定期的に当社における内部通報の状況の報告を行うものとする。

g. f. (3)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度を利用した通報者又は監査等委員会に報告した取締役若しくは使用人が当該報告を行ったことを理由とした不利益となる一切の行為を禁止する。

h. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した時は、速やかにこれに応じる。

i. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と連携、協力し、さらに各監査等委員との連携を高め、実効性のある監査を実施するものとする。
- (2) 1年に数回、監査等委員と代表取締役社長及び監査等委員でない取締役との間で定期的に意見の交換を実施する。

j. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、当社の定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、金融商品取引法及びその他関係法令等が求める財務報告の適正性を確保するための体制を整備する。

リスク管理体制の整備状況

当社は、リスク管理規程に基づき、リスク管理の最高責任者を代表取締役社長とし、各部門長は担当事業及び主管業務に関わるリスクの管理を適切に行い、リスク発生の回避に努めるものとしております。また、総務人事部長を委員長とするリスク管理委員会を原則として四半期に1回開催し、リスクの評価、対策等、リスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

該当事項はありません。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

取締役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（業務執行取締役である者を除く。）の損害賠償責任を、法令の限度において限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員）3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

なお、責任限定契約が認められるのは、取締役（業務執行取締役であるものを除く）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款に定めております。

取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性5名 女性1名(役員のうち女性の比率16.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (千株)
代表取締役社長	伴野 博之	1960年9月3日生	1979年4月 静岡県警察官奉職 1979年10月 三菱電機(株)静岡製作所入社 1980年3月 (株)ミツワ建設入社 1981年2月 大屋敷精密(株)入社 1982年3月 丸の内建設(株)入社 1983年2月 サンホーム工業(株)入社 1987年12月 モア・ハウジングコンポーネント(株)入社 取締役就任 1989年12月 当社設立 代表取締役社長就任(現任) 2022年1月 伴野アセットマネジメント(株)設立 代表取締役就任(現任)	(注)1	3,456 (注)4
取締役 設計施工本部長兼 設計施工部長	海野 純子	1972年2月8日生	1994年12月 静岡電装(株)入社 1999年10月 当社入社 2010年11月 当社横浜支店長就任 2014年8月 当社営業施工本部施工管理部長兼横浜支店長就任 2015年9月 当社営業施工部門施工管理部長兼横浜支店長就任 2016年7月 当社設計施工本部長兼設計施工部長兼横浜支店長就任 2017年3月 当社取締役設計施工本部長兼設計施工部長就任 (現任)	(注)1	-
取締役 管理本部長	松田 三幸	1967年5月18日生	1991年4月 丹羽会計事務所入所 1995年4月 (株)カネシマ入社 1997年4月 (株)ラムラ入社 経理部長就任 2010年11月 大和地所レジデンス(株)入社 財務部次長就任 2014年4月 同社財務部長就任 2016年4月 同社管理副本部長就任 2018年11月 (株)BIG サービス入社 専務執行役員兼経営管理部長就任 2021年11月 (株)ソフィアホールディングス入社 執行役員就任 2022年4月 (株)コバ・コーポレーション入社 取締役管理本部長就任 2023年6月 日本住宅(株)入社 執行役員管理副本部長就任 2023年11月 当社入社 当社取締役管理本部長就任(現任)	(注)1	-
取締役 (監査等委員) (常勤)	菊地 隆夫	1955年8月19日生	1978年4月 日本電気(株)入社 経理部配属 1994年8月 日本電気(株) 経理部主計課長就任 2000年6月 日本電気(株) 制御事業本部事業企画部経理部長就任 2002年7月 日本電気(株)NECネットワークス 経理部第二部長就任 2007年5月 NECフィールドイング(株) 取締役執行役員兼経理部長就任 2013年6月 NECインフロンティア(株)常勤監査役就任 2014年7月 NECプラットフォームズ(株)常勤監査役就任 2018年5月 当社顧問就任 2018年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)2	-
取締役 (監査等委員) (非常勤)	長町 真一	1971年5月21日生	2004年10月 東京第一弁護士会弁護士登録 2010年7月 長町法律事務所(現(弁)御宿・長町法律事務所)代表 (現任) 2012年5月 (株)パーキングマーケット取締役就任(現任) 2014年10月 リボーン債権回収(株)取締役就任(現任) 2016年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)2	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員) (非常勤)	小林 秀一	1954年5月8日生	1979年4月 東京国税局入局 2005年7月 国税庁税務大学校 研究部教授 2008年7月 信濃中野税務署長 2011年7月 横須賀税務署長 2013年7月 甲府税務署長 2014年7月 東京上野税務署長 2016年8月 小林法務会計事務所代表(現任) 2019年6月 ㈱新日本建物 社外監査役(現任) 2023年8月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)2	-
計					3,456

- (注) 1. 2023年11月28日開催の定時株主総会終結の時から、2024年8月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
2. 2023年11月28日開催の定時株主総会終結の時から、2025年8月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役菊地隆夫、長町真一及び小林秀一は、社外取締役であります。
4. 代表取締役社長伴野博之の所有株式は、同氏の資産管理会社(二親等内の血族を含む)である伴野アセットマネジメント株式会社が保有する株式数を含んでおります。

社外役員(監査等委員)の状況

当社の社外取締役は3名であり、いずれも監査等委員である取締役であります。なお、これら社外取締役(菊地隆夫を除く)と当社との間には、資本的關係、人的關係又は取引關係その他の利害關係(社外取締役が他の会社等の役員又は使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と当社の關係を含む)はなく、当社に対して独立した立場にあります。

なお、菊地隆夫については、当社の第3回新株予約権を20,000個所有している以外に資本的關係、人的關係又は取引關係その他利害關係(社外取締役が他の会社等の役員又は使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と当社の關係を含む)はないことから、当社に対して独立した立場にあります。

また、社外取締役3名は、菊地隆夫は上場企業及びその企業グループにおける経理及び財務に関する取締役及び監査役の経験者、長町真一は弁護士、小林秀一は税理士であり、それぞれが当社の取締役会及び監査等委員会において、会社の経営に対して専門的見地から、また客観的かつ中立の立場から監視を行い、必要に応じて意見を述べております。

当社は社外役員を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、東京証券取引所の定める独立性基準を参考に、企業経営に関する知識や経験又は専門的な知識や経験を有する経歴か、また当社との關係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断し選任しております。

当社は、経営の意思決定と、業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会については、取締役6名のうち3名を社外取締役としており、また監査等委員会については監査等委員である取締役3名全員を社外取締役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役3名が監査等委員会での監査を行うことに加えて、取締役会へ出席し決議に参加することにより、また社外取締役である常勤監査等委員(菊地隆夫)が取締役会以外の経営会議や各種委員会といった社内的重要会議に出席することにより、他の監査等委員である社外取締役に對して業務執行状況を共有することにより、外部からの経営監視が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

社外取締役(監査等委員)による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との關係

監査等委員会は、内部監査室と年間監査計画及び監査報告の共有などを通じて連携を密にし、さらに監査等委員会は必要に応じて内部監査室に助言を行うなど、監査の質的向上を図っております。また、会計監査人とも連携し、効率のかつ実効性のある監査体制を構築しております。内部監査室は内部監査規程に基づき、必要な業務監査を実施するなど内部統制の充実に努めております。監査等委員会及び会計監査人とは、意見交換や情報交換を行うなどの連携を取り、さらに必要に応じて会計監査人に助言を求めるなど、監査の実効性の向上に努めております。また、内部統制部門についても、内部監査室が当社全体の法令遵守状況や業務リスクを把握し、その整備状況や運用状況の評価や是正に努めており、また、監査等委員及び会計監査人との意見交換や情報交換を定期的実施することにより、内部統制の有効性を高めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

a. 監査等委員会の構成と運営状況

当社の監査等委員会は監査等委員である取締役3名で構成され、うち1名は常勤監査等委員であり、監査等委員3名全員が社外取締役であります。

監査等委員会は監査等委員全員が参加し、毎月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催しており、当事業年度(2023年8月期)においては12回開催致しました。

各監査等委員の状況及び開催した監査等委員会への出席状況は以下のとおりです。

役職名	氏名	経歴等	2023年8月期出席率
監査等委員 (常勤) (社外)	菊地 隆夫	上場企業及びそのグループ会社において経理業務を中心に長年従事し財務及び会計に関する相当の知見を有していることに加え、取締役及び監査役を歴任してガバナンスに関しても相当の知見を有しております。	100% (12/12回)
監査等委員 (非常勤) (社外)	長町 真一	弁護士として長年にわたり活躍し、法律の専門家としての高い知識、豊富な経験と幅広い見識を有しており、また社外取締役としても豊富な経験と知見を有しております。	100% (12/12回)
監査等委員 (非常勤) (社外)	山口 久男	税理士として長年にわたり活躍し、会計及び税務の専門家としての高い知識、豊富な経験と幅広い見識を有しており、また社外取締役・社外監査役としても豊富な経験と知見を有しております。	90% (9/10回)
監査等委員 (非常勤) (社外)	小林 秀一	税理士として長年にわたり活躍し、会計及び税務の専門家としての高い知識、豊富な経験と幅広い見識を有しており、また社外監査役としても豊富な経験と知見を有しております。	100% (2/2回)

(注) 2023年7月31日をもって、取締役(監査等委員)であった山口久男氏が辞任したことに伴い、補欠の監査等委員である小林秀一氏が2023年8月1日付で取締役(監査等委員)に就任しております。そのため、山口久男氏については就任中に開催された監査等委員会の出席状況を記載し、小林秀一氏について就任後に開催された監査等委員会の出席状況を記載しております。

b. 監査等委員会の具体的な検討内容

監査等委員会は当事業年度(2023年8月期)において、委員長及び常勤監査等委員の選定、監査等委員である取締役の報酬額の決定、監査等委員以外の取締役の選任及び報酬等に関する意見の形成、監査方針及び監査計画の策定、監査等委員会監査報告書の作成、選定及び特定監査等委員の選定、会計監査人の評価に基づく再任又は不再任の決定、会計監査人の報酬等に関する同意、等について検討を加え、協議のうえ決定しております。

c. 常勤監査等委員による活動状況

監査等委員会は、常勤監査等委員を中心として取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要な会議へ出席して議事の内容や運営状況を確認するとともに、必要に応じて意見を述べております。

また、取締役及び使用人等から受領した報告内容の検証、稟議書等の重要文書の閲覧・調査、代表取締役や業務執行取締役との定期的な意見・情報交換の実施、内部統制システムの整備・運用状況の確認、内部監査室や会計監査人からの定期的な監査報告や意見交換を通じた連携等を通して、取締役の職務執行が経営の基本方針に沿い、かつ法令及び定款に適合して効率的に行われているかどうか、財産の保全が図られているかどうか等に関して適宜確認を行っております。

内部監査の状況

当社の内部監査は、業務部門から独立した社長直属の内部監査室に専任者1名を置き、代表取締役社長の承認を得た事業年度ごとの内部監査計画に基づき、各部門の業務活動が適正・効率的に行われるかを監査しており、その結果及び状況を代表取締役社長及び監査等委員会に報告しております。

なお、内部監査室長は社内の主要な会議体に参加し、業務執行の適法性について監視し検証しております。また、監査等委員会及び会計監査人と緊密に連携しながら、当社全体を定期的に実地監査及び書類監査を実施しております。監査対象部門から知り得た情報は代表取締役社長へ報告し、業務の改善に役立てるとともに、関係者に対して監査結果をフィードバックし、是正を求める等、業務の適正性の確保に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

8年

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 岡本伸吾
指定有限責任社員 業務執行社員 吉永竜也

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計業務に係る補助者は、公認会計士3名及びその他7名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の選定方針について、会計監査人の品質管理体制、独立性、専門性、不正リスク防止への体制、監査報酬の妥当性等を考慮し、決定しており、当該方針に基づき適任と判断したため、太陽有限責任監査法人を会計監査人として選定しております。会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人から監査計画、職務の遂行体制及び遂行状況、品質管理体制、外部機関による評価の結果等に関する報告を受け、経理部門の評価についても確認した上で、その監査方法と監査結果の相当性について上記選定方針に基づいて総合的に評価しております。

当該評価の結果、監査等委員会は太陽有限責任監査法人の監査品質を確認し、監査業務の適切性及び妥当性を評価し、会計監査人の独立性、法令等の遵守状況について問題がないことを確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
22,500	1,500	21,000	-

(注) 当社における前事業年度の非監査業務の内容は、新規上場に係るコンフォートレター作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬等の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、当社の規模、監査日数、監査業務の内容等を勘案した上で、監査等委員会の同意を得て決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、公正かつ透明性の高い手続きを確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るために、取締役管理本部長である松田三幸及び監査等委員である社外取締役2名（菊地隆夫氏及び長町真一氏）より構成される任意の指名・報酬委員会を設置しております。

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等につきましては、2021年2月26日開催の定時取締役会、2021年8月27日開催の臨時取締役会、及び2022年8月24日開催の定時取締役会において下記a.からe.に記載のとおり決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額については、当該決定方針に基づき、株主総会で承認された総額の範囲内で任意の指名・報酬委員会における審議を経たうえで取締役会において決定しております。

取締役（監査等委員）の報酬は原則として固定報酬のみであり、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、職務の内容等を勘案し、2021年11月25日開催の監査等委員会において決定しております。なお、2016年8月4日開催の臨時株主総会及び臨時取締役会において、常勤である取締役（監査等委員を除く）2名に第1回新株予約権の発行及び付与の決議を行っております。2017年7月25日開催の臨時株主総会及び定例取締役会において、常勤である取締役（監査等委員を除く）2名に第2回新株予約権の発行及び付与の決議を行っております。2021年8月27日開催の臨時株主総会及び定例取締役会において、常勤である取締役（監査等委員を除く）4名及び常勤である取締役（監査等委員）1名に第3回新株予約権の発行及び付与の決議をそれぞれ行っております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社が持続的な成長を図っていくために、業績の向上や企業価値の向上に対するインセンティブとして有効に機能すること及び決定手続きの透明性を確保することを、基本方針とします。

具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成します。

なお、今後も法の趣旨に照らし、また他社の動向等も考慮のうえ、必要に応じて、報酬体系（基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等）の見直しを行うものとします。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）及び取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

株主総会で決議した報酬等の総額の限度内で、取締役の固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）の個別額については、コーポレート・ガバナンスの観点から、指名・報酬委員会からの報告を受け、取締役会において、各人別の年額（月例定額制）を決議します。

なお、固定報酬としての基本報酬については、株主総会で決議した報酬等の総額の限度内で、当社の経営状況、財務状況及び経済情勢等の各種状況を踏まえながら、各取締役について、業績や事業に対する貢献度、これまでの会社に対する貢献、役位、管掌部門に対する職責等を勘案して、代表取締役社長と人事担当取締役が協議のうえ、基本報酬（金銭報酬）として個別支給額の素案を作成した後、報酬水準の妥当性等について指名・報酬委員会からの報告を受けた後、取締役会の決議に上程し、決定するものとします。

c. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）及び取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

業績に連動した報酬である賞与については、株主総会で決議した報酬等の総額の限度内で、取締役の任期1年間の成果に報いる趣旨で、コーポレート・ガバナンスの観点から、取締役会において、各人別の支給額を決議します。

なお、支給額は、株主総会で決議した報酬等の総額の限度内で、当社の経営状況、財務状況及び経済情勢等の各種状況を業績指標としての内容として踏まえながら、各取締役について、業績や事業に対する貢献度、役位、管掌部門に対する職責等を勘案して、支給の可否及びその額を、代表取締役社長と人事担当取締役が協議のうえ、金銭報酬としての個別支給額の素案を作成した後、報酬水準の妥当性等について指名・報酬委員会からの報告を受けた後、取締役会の決議に上程し、決定するものとします。

d. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）及び取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の業績向上や中長期的な企業価値向上に対する意欲や士気を高めること等を目的として、必要に応じて、株主総会で決議した範囲内において、ストックオプション（新株予約権）を付与します。個別の取締役に付与するストックオプションの個数は、その付与の可否を含めて、各取締役における、業績向上や中長期的な企業価値向上に対する貢献期待度、役位、管掌部門に対する職責等を勘案して、代表取締役社長と人事担当取締役が協議のうえ、個別付与数の素案を作成した後、報酬水準の妥当性等について指名・報酬委員会からの報告を受けた後、取締役会の決議に上程し、決定するものとします。

e. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額及び非金銭の報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準等を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とするものとします。

また、非金銭報酬等については、中長期的な企業価値向上に貢献し、かつ、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への意欲が高まるように、最適な支給割合とするものとします。

具体的な割合については、代表取締役社長と人事担当取締役が協議のうえ、種類別の報酬割合を含めた個別支給額（非金銭報酬においては個別付与数）の素案を作成した後、種類別の割合の妥当性等について指名・報酬委員会からの報告を受けた後、取締役会の決議に上程し、決定するものとします。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	130,350	130,350	-	-	-	6
監査等委員である取締役(監査等委員である社外取締役を除く。)	-	-	-	-	-	-
監査等委員である社外取締役	18,190	18,190	-	-	-	4

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年6月30日開催の臨時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)について年額300百万円以内、取締役(監査等委員)について年額30百万円以内と決議いただいております。

なお、当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は、取締役(監査等委員を除く)3名、取締役(監査等委員)3名です。

2. 当事業年度において業績連動報酬等の支給実績はございません。

役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式及び純投資目的以外の目的である投資株式のいずれも保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2022年9月1日から2023年8月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また、専門的な情報を有する団体等が主催する研修の受講及び刊行物の定期購読等を行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,203,866	2,349,944
完成工事未収入金	2 19,161	2 23,356
販売用不動産	1 3,773,090	1 4,214,764
仕掛販売用不動産	1 6,505,376	1 7,705,747
前渡金	187,299	93,649
前払費用	41,517	43,264
未収還付法人税等	-	39,363
未収消費税等	145,095	148,079
その他	74,000	126,643
流動資産合計	12,949,406	14,744,813
固定資産		
有形固定資産		
建物	202,671	208,889
減価償却累計額	73,110	81,547
建物(純額)	129,561	127,342
構築物	9,822	9,822
減価償却累計額	7,120	7,499
構築物(純額)	2,702	2,323
車両運搬具	30,918	38,608
減価償却累計額	28,194	34,189
車両運搬具(純額)	2,724	4,418
工具、器具及び備品	77,793	84,687
減価償却累計額	59,002	65,736
工具、器具及び備品(純額)	18,790	18,950
土地	58,589	58,589
建設仮勘定	-	2,250
有形固定資産合計	212,368	213,875
無形固定資産		
ソフトウェア	18,328	13,795
電話加入権	635	635
無形固定資産合計	18,964	14,430
投資その他の資産		
出資金	210	390
長期前払費用	21,852	15,224
繰延税金資産	53,196	62,435
差入保証金	22,305	23,649
投資その他の資産合計	97,564	101,699
固定資産合計	328,897	330,006
資産合計	13,278,303	15,074,820

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	635,973	931,485
短期借入金	1 5,925,708	1 6,938,050
1年内償還予定の社債	280,800	281,800
1年内返済予定の長期借入金	238,872	1 414,836
未払金	29,936	16,104
未払費用	45,967	35,594
未払法人税等	120,324	1,959
前受金	3 99,903	3 50,190
預り金	11,691	19,969
賞与引当金	71,430	96,636
その他	3,650	2,941
流動負債合計	7,464,257	8,789,567
固定負債		
社債	659,200	829,900
長期借入金	964,058	1 1,291,034
資産除去債務	11,224	12,799
その他	-	737
固定負債合計	1,634,482	2,134,470
負債合計	9,098,740	10,924,037
純資産の部		
株主資本		
資本金	389,800	389,800
資本剰余金		
資本準備金	289,800	289,800
資本剰余金合計	289,800	289,800
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	179,000	179,000
繰越利益剰余金	3,320,962	3,292,182
利益剰余金合計	3,499,962	3,471,182
株主資本合計	4,179,562	4,150,782
純資産合計	4,179,562	4,150,782
負債純資産合計	13,278,303	15,074,820

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
売上高	1 18,441,252	1 19,849,019
売上原価	2 15,876,215	2 17,539,234
売上総利益	2,565,036	2,309,784
販売費及び一般管理費	3 1,680,666	3 1,932,376
営業利益	884,370	377,407
営業外収益		
受取利息及び配当金	20	30
受取手数料	16,997	24,651
解約手付金収入	6,979	7,650
その他	3,312	3,508
営業外収益合計	27,308	35,839
営業外費用		
支払利息	116,575	148,648
社債利息	6,619	13,967
支払手数料	46,950	64,158
その他	31,066	14,452
営業外費用合計	201,211	241,227
経常利益	710,467	172,019
特別損失		
固定資産除却損	-	4 383
特別損失合計	-	383
税引前当期純利益	710,467	171,636
法人税、住民税及び事業税	209,138	59,906
法人税等調整額	25,221	9,239
法人税等合計	234,359	50,667
当期純利益	476,108	120,969

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)		当事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
土地等購入費		8,525,695	54.2	10,987,771	57.3
材料費		1,123,008	7.1	1,308,297	6.8
労務費		183,456	1.2	217,887	1.1
経費		5,904,548	37.5	6,667,323	34.8
小計		15,736,709	100.0	19,181,280	100.0
期首販売用不動産棚卸高		4,137,285		3,773,090	
期首仕掛販売用不動産棚卸高		6,280,688		6,505,376	
合計		26,154,682		29,459,747	
期末販売用不動産棚卸高		3,773,090		4,214,764	
期末仕掛販売用不動産棚卸高		6,505,376		7,705,747	
当期売上原価		15,876,215		17,539,234	

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
外注費(千円)	5,821,850	6,549,627

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	-	-	179,000	2,844,854	3,023,854	3,123,854	3,123,854
当期変動額								
当期純利益					476,108	476,108	476,108	476,108
新株の発行	289,800	289,800	289,800				579,600	579,600
当期変動額合計	289,800	289,800	289,800	-	476,108	476,108	1,055,708	1,055,708
当期末残高	389,800	289,800	289,800	179,000	3,320,962	3,499,962	4,179,562	4,179,562

当事業年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	389,800	289,800	289,800	179,000	3,320,962	3,499,962	4,179,562	4,179,562
当期変動額								
剰余金の配当					149,750	149,750	149,750	149,750
当期純利益					120,969	120,969	120,969	120,969
当期変動額合計	-	-	-	-	28,780	28,780	28,780	28,780
当期末残高	389,800	289,800	289,800	179,000	3,292,182	3,471,182	4,150,782	4,150,782

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年 9月 1日 至 2022年 8月 31日)	当事業年度 (自 2022年 9月 1日 至 2023年 8月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	710,467	171,636
減価償却費	32,392	33,572
賞与引当金の増減額(は減少)	2,900	25,206
受取利息及び受取配当金	20	30
支払利息及び社債利息	123,194	162,616
固定資産除却損	-	383
売上債権の増減額(は増加)	19,161	4,195
棚卸資産の増減額(は増加)	139,506	1,642,045
仕入債務の増減額(は減少)	13,716	295,512
前受金の増減額(は減少)	5,394	49,713
前渡金の増減額(は増加)	9,659	93,650
未収消費税等の増減額(は増加)	8,296	2,984
その他	9,445	78,311
小計	942,766	994,702
利息及び配当金の受取額	20	30
利息の支払額	140,927	163,249
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	332,514	202,383
営業活動によるキャッシュ・フロー	469,344	1,360,306
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	14,703	27,138
無形固定資産の取得による支出	5,639	1,422
その他	1,422	2,285
投資活動によるキャッシュ・フロー	21,765	30,846
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	206,522	1,012,341
長期借入れによる収入	370,000	1,104,000
長期借入金の返済による支出	429,027	601,060
社債の発行による収入	670,000	500,000
社債の償還による支出	82,000	328,300
株式の発行による収入	579,600	-
配当金の支払額	-	149,750
財務活動によるキャッシュ・フロー	902,050	1,537,231
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,349,629	146,078
現金及び現金同等物の期首残高	854,236	2,203,866
現金及び現金同等物の期末残高	2,203,866	2,349,944

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～39年
構築物	10年～20年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	3年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年（社内における利用可能期間）

3. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) 戸建住宅の分譲

戸建住宅の分譲（土地のみの分譲を含む）については、物件の引渡時点において顧客が当該物件に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、物件の引渡時点で収益を認識しております。

(2) 注文住宅等における請負工事

注文住宅における請負工事については、請負工事の進捗により履行義務が充足されていくものと判断しており、一定の期間にわたり充足される履行義務として、ごく短い期間にわたり充足される履行義務を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、原価比例法に準じた方法によっております。ごく短い期間にわたり充足される履行義務については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

(販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
販売用不動産	3,773,090	4,214,764
仕掛販売用不動産	6,505,376	7,705,747
売上原価	53,960	83,459

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

販売用不動産及び仕掛販売用不動産について、棚卸資産の評価に関する会計基準に従い、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価より下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

また当社は、収益性低下の事実を財務諸表に反映させるため、個別評価対象物件を除き、過去の販売実績に基づく損失計上実績率により一律に帳簿価額を切下げた価額をもって貸借対照表価額としております。損失計上実績率は、当社の販売エリアごとに、過去の赤字販売実績を基に算定しております。これは、将来の損失発生見込額が過去の赤字販売実績に近似するとの仮定に基づいております。

なお、将来に大きな赤字販売が見込まれるなど、著しく収益性の低下した棚卸資産については個別評価対象物件とし、従来同様、物件ごとに正味売却価額を見積り、正味売却価額まで帳簿価額を切下げしております。

今後原材料価格の高騰や需要環境等の変化により追加的な帳簿価額の切下げが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「差入保証金の差入による支出」及び「差入保証金の返還による収入」は金額的重要性が乏しいため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「差入保証金の差入による支出」1,671千円及び「差入保証金の返還による収入」368千円は、「その他」として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

(棚卸資産の評価方法の変更)

当社は、物件ごとの正味売却価額に基づき収益性の低下の見積りを行ってきましたが、現状の企業規模における実績データの蓄積により、当事業年度において、収益性の低下の事実をより適切に財政状態及び経営成績に反映させるよう、個別評価対象物件を除き、過去の損失計上実績率により一律に帳簿価額を切下げる方法に変更しております。

なお、将来に大きな赤字販売が見込まれるなど、著しく収益性の低下した棚卸資産については個別評価対象物件とし、従来同様、物件ごとに正味売却価額を見積り、正味売却価額まで帳簿価額を切下げしております。

この変更により、従来の方と比べて、当事業年度の売上原価が4,069千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額減少しております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
販売用不動産	2,887,913千円	3,100,635千円
仕掛販売用不動産	6,288,194	6,390,382
計	9,176,108	9,491,017

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
短期借入金	5,680,708千円	6,473,050千円

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
1年内返済予定の長期借入金	-	14,777
長期借入金	-	85,000
計	5,680,708	6,572,827

なお、短期借入金には当座貸越による借入金が含まれております。これは運転資金の効率的な調達を行うことを目的としております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高などは次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
当座貸越極度額の総額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	100,000	100,000
差引額	-	-

- 2 完成工事未収入金のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係） 3.（1）契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。
- 3 前受金のうち、契約負債の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係） 3.（1）契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損(は戻入益)が売上原価に含まれております。

前事業年度 (自 2021年 9月 1日 至 2022年 8月 31日)	当事業年度 (自 2022年 9月 1日 至 2023年 8月 31日)
53,960千円	83,459千円

3 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度37%、当事業年度35%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度63%、当事業年度65%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年 9月 1日 至 2022年 8月 31日)	当事業年度 (自 2022年 9月 1日 至 2023年 8月 31日)
販売促進費	263,956千円	207,813千円
給料及び手当	282,367	316,403
賞与引当金繰入額	53,315	72,307
支払手数料	430,331	565,678
減価償却費	25,262	28,785

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年 9月 1日 至 2022年 8月 31日)	当事業年度 (自 2022年 9月 1日 至 2023年 8月 31日)
建物	- 千円	383千円
工具、器具及び備品	-	0
計	-	383

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)	2,295,000	3,695,000	-	5,990,000
合計	2,295,000	3,695,000	-	5,990,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の当事業年度増加株式数の内訳は、2022年5月18日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによる増加2,295,000株、新規上場に伴う新株発行による増加1,400,000株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとし ての第1回新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとし ての第2回新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとし ての第3回新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-

(注) 1 スtock・オプション付与時点では当社は未公開企業であり、付与時の単位当たり本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

2 スtock・オプションとしての第3回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年 10月25日 取締役会	普通株式	利益剰余金	149,750	25	2022年8月31日	2022年11月24日

当事業年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	5,990,000	-	-	5,990,000
合計	5,990,000	-	-	5,990,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業 年度末残高 （千円）
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとし ての第1回新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとし ての第2回新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとし ての第3回新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-

（注）ストック・オプション付与時点では当社は未公開企業であり、付与時の単位当たり本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2022年10月25日 取締役会	普通株式	149,750	25	2022年8月31日	2022年11月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2023年10月26日 取締役会	普通株式	利益剰余金	29,950	5	2023年8月31日	2023年11月29日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）	当事業年度 （自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）
現金及び預金勘定	2,203,866千円	2,349,944千円
現金及び現金同等物	2,203,866	2,349,944

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、戸建分譲事業を行うために必要な資金を金融機関等からの借入や社債発行により調達しております。余剰資金の運用については、安全性の高い短期的な預金に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は普通預金であります。営業債権である完成工事未収入金は、主に事業年度末時点において進行中の建築請負工事に係る債権であり、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金及び未払金は、1年以内に支払期日が到来する債務であります。流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されております。

短期借入金、長期借入金及び社債は、主に戸建分譲事業のための資金調達を目的としたものであり、これらの多くは固定金利を採用しておりますが、同様に流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

完成工事未収入金は、決済日における顧客からの入金を確認するなど、残高を個別に把握する体制を取っております。

市場リスクの管理

金利変動リスクについては、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し、定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

財務担当部門が適時資金計画を作成・更新するとともに、適切な手許流動性を確保することなどにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度(2022年8月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表に含めておりません(注)1参照)。また、現金は注記を省略しており、預金、工事未払金、短期借入金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)社債(1年内償還予定の社債を含む)	940,000	950,318	10,318
(2)長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,202,930	1,195,381	7,548
負債計	2,142,930	2,145,699	2,769

(注) 1 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2022年8月31日)
出資金	210

出資金は、市場価格のない株式等であることから、上表に記載しておりません。

(注) 2 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,203,866	-	-	-
合計	2,203,866	-	-	-

(注) 3 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	5,925,708	-	-	-	-	-
社債	280,800	186,800	98,800	103,600	270,000	-
長期借入金	238,872	222,005	170,594	139,359	91,359	340,741
合計	6,445,380	408,805	269,394	242,959	361,359	340,741

当事業年度（2023年8月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表に含めておりません（注）1参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、完成工事未収入金、工事未払金、短期借入金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)社債(1年内償還予定の社債を含む)	1,111,700	1,102,975	8,724
(2)長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,705,870	1,694,396	11,473
負債計	2,817,570	2,797,372	20,197

(注)1 市場価格のない株式等

(単位:千円)

区分	当事業年度 (2023年8月31日)
出資金	390

出資金は、市場価格のない株式等であることから、上表に記載しておりません。

(注)2 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,349,944	-	-	-
完成工事未収入金	17,050	-	-	-
合計	2,366,994	-	-	-

(注)3 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	6,938,050	-	-	-	-	-
社債	281,800	293,800	198,600	327,500	10,000	-
長期借入金	414,836	449,370	290,411	171,363	115,097	264,793
合計	7,634,686	743,170	489,011	498,863	125,097	264,793

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2022年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2023年8月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2022年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定の社債を含む）	-	950,318	-	950,318
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	-	1,195,381	-	1,195,381
負債計	-	2,145,699	-	2,145,699

当事業年度（2023年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定の社債を含む）	-	1,102,975	-	1,102,975
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	-	1,694,396	-	1,694,396
負債計	-	2,797,372	-	2,797,372

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債（1年内償還予定の社債を含む）

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、当事業年度より、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度は該当事項はありません。当事業年度は8,457千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社使用人 2名	当社取締役 4名 当社使用人 1名	当社取締役 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 117,000株	普通株式 58,500株	普通株式 344,500株
付与日	2016年8月5日	2017年7月26日	2021年8月27日
権利確定条件	本新株予約権の割当を受けた者が権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを条件とする。ただし、任期満了による退任又は定年退職その他正当な理由による場合を除く。 新株予約権の相続は認めない。 その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。	本新株予約権の割当を受けた者が権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを条件とする。ただし、任期満了による退任又は定年退職その他正当な理由による場合を除く。 新株予約権の相続は認めない。 その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。	本新株予約権の割当を受けた者が権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを条件とする。ただし、任期満了による退任又は定年退職その他正当な理由による場合を除く。 新株予約権の相続は認めない。 その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2018年8月6日 至 2026年8月4日	自 2019年7月26日 至 2027年7月25日	自 2023年8月28日 至 2031年8月27日

(注) 株式数に換算して記載しております。第1回新株予約権及び第2回新株予約権につきましては、2019年7月18日付株式分割(普通株式1株につき3株の割合)及び2022年5月18日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。第3回新株予約権につきましては、2022年5月18日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2023年8月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	344,500
付与	-	-	-
失効	-	-	52,500
権利確定	-	-	292,000
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	117,000	58,500	-
権利確定	-	-	292,000
権利行使	-	-	-
失効	45,000	22,500	-
未行使残	72,000	36,000	292,000

(注) 第1回新株予約権及び第2回新株予約権につきましては、2019年7月18日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）及び2022年5月18日付株式分割（普通株式1株につき2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。第3回新株予約権につきましては、2022年5月18日付株式分割（普通株式1株につき2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	326	326	745
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

(注) 第1回新株予約権及び第2回新株予約権につきましては、2019年7月18日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）及び2022年5月18日付株式分割（普通株式1株につき2株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。第3回新株予約権につきましては、2022年5月18日付株式分割（普通株式1株につき2株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。単位当たりの本源的価値の見積方法は、第1回及び第2回においては類似会社比準価額方式と純資産価額方式による評価額を、第3回においては類似会社比準価額とDCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式による評価額を、それぞれ総合的に勘案し算定しております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の権利行使価格以下となるため付与時点での単位当たりの本源的価値は零となり、ストック・オプションの公正な評価単価も零と算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	8,964千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	-千円

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年 8 月31日)	当事業年度 (2023年 8 月31日)
繰延税金資産		
棚卸資産評価損	32,387千円	38,620千円
賞与引当金	21,328	28,855
未払事業税	6,789	585
未払法定福利費	3,194	4,518
資産除去債務	5,252	5,950
土地減損損失	4,510	4,510
一括償却資産	814	1,063
繰延消費税	770	515
その他	1,890	2,257
繰延税金資産小計	76,939	86,876
評価性引当額	20,889	21,339
繰延税金資産合計	56,049	65,536
繰延税金負債		
資産除去債務	2,852	3,100
繰延税金負債合計	2,852	3,100
繰延税金資産の純額	53,196	62,435

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年 8 月31日)	当事業年度 (2023年 8 月31日)
法定実効税率	29.9%	法定実効税率と税効果 会計適用後の法人税等の 負担率との間の差異が法 定実効税率の100分の5 以下であるため注記を省 略しております。
(調整)		
住民税均等割	0.3	
留保金課税	1.1	
税率変更による差異	1.0	
その他	0.7	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.0	

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当社は、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、不動産賃借契約に関連する差入保証金の額が、最終的に回収が見込めないと認められる金額を上回る場合は、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年～24年と見積り、割引率は0.034%～0.403%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
期首残高	11,196千円	11,224千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	1,543
時の経過による調整額	28	30
期末残高	11,224	12,799

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年 9月 1日 至 2022年 8月31日)	当事業年度 (自 2022年 9月 1日 至 2023年 8月31日)
一定の期間にわたって認識する収益(注) 1	157,209	268,561
一時点で認識する収益(注) 2	18,284,042	19,580,458
顧客との契約から生じる収益	18,441,252	19,849,019
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	18,441,252	19,849,019

(注) 1 注文住宅における請負工事に係る収益であります。

2 主に、戸建住宅の分譲(土地のみの分譲を含む)に係る収益であります。なお、一定の期間にわたり充足される履行義務で、金額的重要性が乏しい、又はごく短い期間にわたり充足される履行義務に該当する金額を含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

財務諸表「注記事項(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年 8月31日)	当事業年度 (2023年 8月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	-	-
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	-	17,050
契約資産(期首残高)	-	19,161
契約資産(期末残高)	19,161	6,306
契約負債(期首残高)	105,297	99,903
契約負債(期末残高)	99,903	50,190

契約資産は、一定の期間にわたり収益を認識する工事契約において、期末時点で充足した履行義務のうち、未請求の対価に対する当社の権利に関するものであり、貸借対照表上「完成工事未収入金」に計上しております。請負工事の対価は、契約に基づき段階的に受領し、履行義務を完全に充足する時点で残額を受領します。

契約負債は、戸建住宅の分譲(土地のみの分譲を含む)においては、引渡前の物件に係る顧客からの前受金であり、注文住宅における請負工事においては、契約に基づき顧客から受け取った履行義務充足前の前受金であり、いずれも貸借対照表上「前受金」に計上しております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。前事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の前受金残高に含まれていた額は102,657千円、当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の前受金残高に含まれていた額は99,883千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、契約期間が1年を超えるものはなく、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

当社の事業セグメントは、戸建分譲事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

当社の事業セグメントは、戸建分譲事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前事業年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年 9 月 1 日 至 2022年 8 月 31 日)	当事業年度 (自 2022年 9 月 1 日 至 2023年 8 月 31 日)
1 株当たり純資産額	697.76円	692.95円
1 株当たり当期純利益金額	98.37円	20.20円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	97.06円	20.06円

- (注) 1 . 当社は2022年 5 月 18 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して前事業年度の 1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。
- 2 . 当社は、2022年 6 月 23 日に東京証券取引所スタンダード市場に上場したため、前事業年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額は、新規上場日から前事業年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
- 3 . 1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年 9 月 1 日 至 2022年 8 月 31 日)	当事業年度 (自 2022年 9 月 1 日 至 2023年 8 月 31 日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額 (千円)	476,108	120,969
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	476,108	120,969
普通株式の期中平均株式数 (株)	4,840,137	5,990,000
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	65,050	41,444
(うち新株予約権 (株))	(65,050)	(41,444)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 1 種類 (新株予約権の数 172,250 個) なお、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 1 種類 (新株予約権の数 146,000 個) なお、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
純資産の部の合計金額(千円)	4,179,562	4,150,782
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	4,179,562	4,150,782
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数(株)	5,990,000	5,990,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	202,671	10,017	3,800	208,889	81,547	11,886	127,342
構築物	9,822	-	-	9,822	7,499	378	2,323
車両運搬具	30,918	7,689	-	38,608	34,189	5,995	4,418
工具、器具及び備品	77,793	8,724	1,830	84,687	65,736	8,564	18,950
土地	58,589	-	-	58,589	-	-	58,589
建設仮勘定	-	17,471	15,221	2,250	-	-	2,250
有形固定資産計	379,796	43,903	20,851	402,848	188,973	26,824	213,875
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	33,569	19,773	5,955	13,795
電話加入権	-	-	-	635	-	-	635
無形固定資産計	-	-	-	34,204	19,773	5,955	14,430
長期前払費用	21,852	9,724	16,351	15,224	-	-	15,224

(注) 1. 当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	増加額(千円)	町田支店新設	7,254
車両運搬具	増加額(千円)	社有車取得	7,689
工具、器具及び備品	増加額(千円)	町田支店新設	4,687

2. 無形固定資産の金額が、資産の総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
第4回無担保社債	2017年8月25日	90,000 (42,000)	48,000 (48,000)	0.69	無担保社債	2024年8月23日
第6回無担保社債	2019年3月25日	80,000 (40,000)	40,000 (40,000)	0.48	無担保社債	2024年3月25日
第7回無担保社債	2019年12月25日	100,000 (100,000)	- (-)	-	-	-
第8回無担保社債	2022年3月25日	200,000 (-)	200,000 (-)	0.97	無担保社債	2027年3月25日
第9回無担保社債	2022年3月25日	120,000 (28,800)	91,200 (28,800)	0.60	無担保社債	2026年3月25日
第10回無担保社債	2022年4月25日	200,000 (40,000)	160,000 (40,000)	1.58	無担保社債	2027年4月23日
第11回無担保社債	2022年4月28日	100,000 (20,000)	80,000 (20,000)	1.20	無担保社債	2027年4月30日
第12回無担保社債	2022年6月22日	50,000 (10,000)	40,000 (10,000)	0.73	無担保社債	2027年6月22日
第13回無担保社債	2022年9月26日	-	90,000 (20,000)	1.21	無担保社債	2027年9月25日
第14回無担保社債	2022年9月26日	-	100,000 (-)	1.31	無担保社債	2024年9月26日
第15回無担保社債	2023年2月28日	-	262,500 (75,000)	1.27909	無担保社債	2027年2月26日
合計	-	940,000 (280,800)	1,111,700 (281,800)	-	-	-

- (注) 1. ()内書きは、1年以内の償還予定額であります。
2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
281,800	293,800	198,600	327,500	10,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	5,925,708	6,938,050	1.68	-
1年以内に返済予定の長期借入金	238,872	414,836	1.42	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	964,058	1,291,034	1.42	2024年10月～ 2035年4月
合計	7,128,638	8,643,920	-	-

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりあります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	449,370	290,411	171,363	115,097

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	71,430	96,636	71,430	-	96,636

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	155
預金	
当座預金	4,235
普通預金	2,345,553
小計	2,349,788
合計	2,349,944

ロ．販売用不動産

地域別	件数	地積 (m^2)	金額(千円)
静岡支店	77	9,807.31	2,102,727
名古屋支店	23	3,877.81	660,892
浜松支店	11	1,618.27	308,335
神奈川支店	5	493.92	194,393
大宮支店	4	355.32	162,952
横浜支店	12	1,483.91	541,269
城東支店	2	183.91	75,574
相模原支店	5	786.32	168,620
合計	139	18,606.77	4,214,764

ハ．仕掛販売用不動産

地域別	件数	地積 (m^2)	金額(千円)
静岡支店	127	18,360.91	2,128,032
名古屋支店	51	8,413.42	801,229
浜松支店	41	7,373.27	979,111
神奈川支店	23	2,590.21	596,088
大宮支店	27	2,807.71	1,010,438
横浜支店	19	1,924.14	513,763
城東支店	10	692.56	292,349
相模原支店	37	4,486.11	1,059,575
町田支店	13	1,487.97	325,159
合計	348	48,136.30	7,705,747

流動負債

イ．工事未払金

相手先	金額（千円）
株式会社サンコー	91,004
株式会社大貴	81,546
株式会社オオナリプランニング	72,303
北恵株式会社	64,415
有限会社ジェイウォール静岡	51,560
その他（209社）	570,655
合計	931,485

（３）【その他】

当事業年度における四半期情報等

（累計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高（千円）	4,539,754	8,633,412	12,588,695	19,849,019
税引前四半期（当期）純利益金額又は税引前四半期純損失金額（ ）（千円）	102,654	93,323	92,222	171,636
四半期（当期）純利益金額又は四半期純損失金額（ ）（千円）	61,988	58,408	67,537	120,969
1株当たり四半期（当期）純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（ ）（円）	10.35	9.75	11.28	20.20

（会計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（ ）（円）	10.35	0.60	21.03	31.47

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎年11月
基準日	毎年8月31日
剰余金の配当の基準日	毎年2月末日 毎年8月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 http://www.homeposition.co.jp/account/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及び確認書
事業年度（第33期）（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）2022年11月24日東海財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2022年11月24日東海財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第34期第1四半期）（自 2022年9月1日 至 2022年11月30日）2023年1月11日東海財務局長に提出
（第34期第2四半期）（自 2022年12月1日 至 2023年2月28日）2023年4月12日東海財務局長に提出
（第34期第3四半期）（自 2023年3月1日 至 2023年5月31日）2023年7月12日東海財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2023年11月29日東海財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
2023年1月23日東海財務局長に提出
事業年度（第33期）（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
- (6) 内部統制報告書の訂正報告書
2023年1月23日東海財務局長に提出
事業年度（第33期）（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）の内部統制報告書に係る訂正報告書であります。
- (7) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書
2023年1月23日東海財務局長に提出
（第34期第1四半期）（自 2022年9月1日 至 2022年11月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
- (8) 確認書の訂正確認書
2023年1月23日東海財務局長に提出
事業年度（第33期）（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）の確認書に係る訂正確認書であります。
2023年1月23日東海財務局長に提出
（第34期第1四半期）（自 2022年9月1日 至 2022年11月30日）の確認書に係る訂正確認書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年11月29日

ホームポジション株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本伸吾印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉永竜也印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているホームポジション株式会社の2022年9月1日から2023年8月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ホームポジション株式会社の2023年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は2023年8月31日現在、貸借対照表において販売用不動産4,214,764千円及び仕掛販売用不動産7,705,747千円を計上しており、総資産の約79%を占めている。【注記事項】（重要な会計上の見積り）（販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価）に記載のとおり、会社は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価より下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としている。また、【注記事項】（会計上の見積りの変更）（棚卸資産の評価方法の変更）に記載のとおり、会社は当事業年度より、収益性の低下の見積り方法を、従来の物件ごとの正味売却価額に基づいた見積りから、個別評価対象物件を除き一律に帳簿価額を切下げの方法に変更している。</p> <p>会社は、将来に大きな赤字販売が見込まれるなど、著しく収益性の低下した棚卸資産については個別評価対象物件とし、それ以外の物件については、過去の販売実績に基づく損失計上実績率により一律に帳簿価額を切下げた価額をもって貸借対照表価額としている。損失計上実績率は、会社の販売エリアごとに、過去の赤字販売実績を元に算定している。これは、将来の損失発生見込額が過去の赤字販売実績に近似するという経営者の判断に基づいており、経営者の見積りによる影響が大きく、かつ不確実性を伴う。</p> <p>以上のとおり、販売用不動産及び仕掛販売用不動産の金額的重要性が高く、当該評価には不確実性を伴うことから、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社が行った販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価の妥当性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価について、正味売却価額の見積りに関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 当事業年度に変更した会社の棚卸資産の評価プロセスの有効性を評価するため、前事業年度において、変更後の方法によって算定した場合の正味売却価額の見積りと当事業年度の販売実績との比較を行った。 個別評価の対象となる物件が網羅的であるか検討するため、取締役会及び経営会議の議事録の閲覧及び経営者への質問を実施し、把握した事象と個別評価対象物件が整合していることを確かめた。 会社が、将来の損失計上実績率は過去の赤字販売実績に近似すると判断した根拠について経営者に質問した。 損失計上実績率について、過去の赤字販売実績をもとに再計算を実施したうえで、会社の評価方針に基づいて帳簿価額を切下げているかどうかを検証した。 会社が、当事業年度の評価にあたり見積った損失計上実績率と、過去の損失計上実績率の推移を分析し、損失計上実績率の見積りの合理性を検討した。 会計上の見積りの変更の内容及び変更による影響額が、財務諸表に適切に開示されているかどうかについて検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。